

# カレント アウェアネス

## Current Awareness

### 目 次

米国愛国者法の制定と図書館の対処	[CA1547] / 中川かおり	..... 2
最後の拠り所としての政府情報コレクション	[CA1548] / 筑木一郎	..... 4
カナダの刑務所内図書館	[CA1549] / 山口昭夫	..... 5
経営戦略としての図書館ブランディング - 英国図書館のリ・ブランディング事例から -	[CA1550] / 南山宏之	..... 7
「2004年ダブリンコア・メタデータ応用国際会議」(DC-2004) 開催される	[CA1551] / 坂本博	..... 9
動向レビュー		
MARCとメタデータのクロスウォーク	[CA1552] / 佐藤康之	.....11
図書館コンソーシアムのライフサイクル	[CA1553] / 尾城孝一	.....15
「情報哲学 (the Philosophy of Information)」の誕生 : 図書館情報学理論研究における新たな動向	[CA1554] / 松林正己	.....18
研究文献レビュー		
レファレンスサービスの新しい潮流	[CA1555] / 小田光宏	.....21

No.283  
2005.3.20

編集・発行/国立国会図書館 図書館事業部 図書館協力課  
(東京都中央区新富町新富台6-1-3 TEL:0774-98-1448)  
季刊/3月・6月・9月・12月 各20日発行

本誌は、メールマガジン「カレントアウェアネス-目」(<http://www.ndl.go.jp/jp/library/hp-cae.html>)と連携を  
図りながら、図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説する情報誌です。  
本誌に掲載された記事を長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に図書館協力課に連絡してください。

この刊行物は再生紙を使用しております。

## CA1547 XXXXXXXXXX 米国愛国者法の制定と図書館の対処

### 1. はじめに

図書館は、利用者が、図書館で何を読むかや、図書館のコンピュータでいかなる情報にアクセスするかに関知しない。こうした読書の自由を含む表現の自由は、民主主義の基礎といえる。他方で、図書館は、利用者が明白な法律違反行為を行う場合には、当然通報義務を負う。

2001年9月11日の同時多発テロ事件から2か月足らずで制定された米国愛国者法(USA PATRIOT ACT, Pub.L.No.107-56., 以下、「愛国者法」という)は、これまでの図書館の捜査協力義務を大幅に拡大した。この拡大により、図書館は、捜査協力義務と表現の自由の保護との間で、一層難しい舵取りを迫られている。

### 2. 図書館に影響を与える愛国者法の主要規定

図書館に関わる愛国者法の規定として議論の焦点となっているのは、同法215条である。この条は、1978年外国諜報監視法(Foreign Intelligence Surveillance Act of 1978, 以下、FISAという。)の501条から503条を削除し、新たに501条および502条を定める。このうち、特に501条のa項およびb項が問題とされる。

新しい501条a項は、「連邦捜査局長又は同局長が指名した者(特定代理人補佐レベル以上)は、合衆国の人が関係しない外国諜報情報を取得し、又は、国際テロリズム若しくは秘密諜報活動の防止を目的とする捜査のために、有形物(帳簿、記録類、書類、資料その他の物品を含む。)の作成を求める命令を請求することができる」と定める。この「有形物」には、図書館の利用者記録、貸借記録、コンピュータ利用ログ、検索ログ等が含まれると解されている。

愛国者法215条は、上記501条を新設することで、図書館が保有する業務記録をFISAの適用下に置く。しかし、図書館が保有する業務記録は、必要な場合には、通常の犯罪捜査手続きに則り、捜査令状や大陪審の罰則付召喚令状により押収されうる。それでは、なぜ、図書館が保有する業務記録を、FISAの適用下に置くのか。それは、FISAが、外国人のテロ活動等を主な捜査対象とするために、米国民に対する捜査であれば科される制約が緩和されるためである。FISAは、それに基づく捜査に対する許可命令等を発する特別裁判所を設置する。この裁判所の審理や発せられた命令は原則非公開であるため、FISAの適用下に置かれることで、通常の犯罪捜査よりも捜査の秘密性が高まるのである。

また、FISA501条b項は、「何人も、連邦捜査局が

この条に基づき有形物を捜索し、又は取得したことを他の者(この条に基づく有形物の作成に必要な者は除く。)に漏らしてはならない。」と定める。そのため、図書館関係者は、この条の問題を議論するための前提となる、この条に基づく捜査の有無さえも把握できない状態に置かれることになる。

愛国者法215条は、2005年12月31日までの時限規定とされている(愛国者法224条)。

### 3. 主要規定の図書館にとっての意味

これらの規定について、図書館として特に注目すべき点は、次の二点である。

第一は、議会が、連邦捜査局(FBI)に対し、図書館の業務記録をFISAに基づき捜査する道を開いた点である。これまでも、FBIが、図書館における利用者の行動を把握しようとする動きをみせたことはある。よく知られているのは、冷戦中に行われていた図書館覚醒プログラム(Library Awareness Program)である。これは、FBIが、国家安全保障上の懸念を引き起こす可能性のある図書館利用者、特にソ連の科学技術スパイを発見するためのプログラムであった。FBIは、知的でリベラルな外国人が多く居住する地域の図書館の利用記録等を重点的に調査した。多くの場合、こうしたFBIの行動には、法的根拠がなく、図書館員の側もそれに従う義務を負っていなかった。それに対し、愛国者法による今回のFISAの改正は、FBIによる図書館の業務記録の調査に法的根拠を与えるものである。このことは、図書館と利用者の関係や図書館の方針に大きな影響を及ぼす。

第二は、図書館員に、FISAに基づくFBIの捜査があったことを口外してはならないとしたことが、図書館研究のための調査を行いにくくする可能性がある点である。上述したように、愛国者法の制定は、図書館政策に大きな影響を及ぼすために、調査の必要性は高まっている。しかし、口止め規定が存在することにより、(1)様々な諜報機関や捜査機関から情報の請求を受け、どの情報がどの機関により請求されたかを理解できない図書館員は、口止め規定に違反することを避けるために、あらゆる情報請求について調査に応じない可能性があること、(2)研究者は、調査にあたり、回答者が愛国者法215条違反に問われないような質問文を作成しなければならないこと、(3)研究者の所属する団体が、所属研究者によるこうした調査を嫌うこと等の事態が予測される。こうした調査が行いにくくなることで、結果的に、図書館が愛国者法にいかに対処すべきかについての政策策定も遅れることが懸念されている。

### 4. 米国図書館協会(ALA)の対処

ALAは、愛国者法の制定過程で、連邦議会に対し、

図書館に対する影響を減らすための修正案の可決を働きかけた。これは成功しなかったが、ALAはその後も、同法の検討およびその結果の公表を行っている(CA1474参照)。

2002年1月には、図書館員のための愛国者法のガイドラインを公表し、(1)前もって弁護士に相談しておくことや利用者データの収集方針を見直すこと、(2)捜査官がきたときには弁護士を呼んだうえで対処すること、(3)捜査官が立ち去った後は弁護士に捜査についての情報公開の範囲等について相談すべきこと等を勧告している。また、同年4月には、図書館に係る愛国者法の主要規定の解説を公表している。さらに、同年6月に公表したQ&Aにおいては、愛国者法に基づく捜査ができるのはFBIのみであることに注意を喚起した。2003年1月には、愛国者法および他の定めが図書館利用者の憲法上の権利を侵害しているとし、連邦議会にその改正を促す決議を行っている。

#### 5. 図書館の対処

愛国者法への公共図書館の対処については、イリノイ大学図書館研究センターによる調査が存在する。これは、2002年10月に、5,000人以上の利用者を擁する5,094館の公共図書館の中から、1,505館の館長を選び、郵送調査で行われたものである。このうち、906館の館長(60.2%)から回答を得た。

この調査によれば、図書館資料や館内でのインターネットの利用についての方針を変更した館はそれほど多くない。利用者のインターネット利用規則を変更した館は9.7%、テロリストを支援するために用いられる資料を自発的に除籍した館は1.3%にとどまる。また、愛国者法についてスタッフ等に訓練を行った館は約6割に及ぶが、同法に即して図書館の方針を変更した館は1割以下である。

ただ、図書館員が自発的に利用者を監視するといったことはあるようである。利用者が返却した資料に以前より注意を払うようになった館は8.5%、テロ関連で捜査官に自発的に情報を提供した館は4.1%である。

なお、この調査によれば、連邦の捜査官または州の捜査官の訪問を受け、記録の提供を求められた館は10.7%、FBIの訪問を受けた館は3.5%となっているが、上述の口止め規定が捜査に関するあらゆる回答を控えさせる可能性があるため、実際の訪問数はさらに多いと考えられている。

この調査とは別に、愛国者法への公共図書館および学術図書館の対処については、ALAが、フロリダ州立大学およびシラキュース大学の研究者に委託した調査が進行中であり、2005年のALA年次大会で成果が公表される予定である。

#### 6. おわりに

ALAは、愛国者法の危険性について広報に努めているものの、現場の図書館の対応は鈍いように見受けられる。他方で、司法省は、2003年9月時点において、愛国者法215条に基づく捜査事例はないことを公表している(E133参照)。

しかし、こうした中でも、ALAは、FISAの規定の適用対象から図書館の業務記録を除外させるための連邦議会に対する働きかけを継続しており、第108議会には、この趣旨の法案が複数提出された。主なものに、サンダース(Bernard Sanders)議員が提出した下院法案(H.R.1157)やボクサー(Barbara Boxer)議員が提出した上院法案(S.1158)がある。

これに対して、愛国者法215条を含むいくつかの規定に設けられた2005年12月31日の期限を削除し、これらの規定を恒常化するための法案も複数提出されている(E213参照)。

2005年1月に始まった第109議会においては、この時限規定の延長を中心とする愛国者法改正をめぐる攻防が本格化することが予想される。FISA501条の改正については、ファインゴールド(Russell D. Feingold)議員がすでに法案(S.317)を提出している。また、新たに就任したゴンザレス(Alberto R. Gonzales)司法長官は、愛国者法がこれまでのテロ捜査に役立ってきたことを認める発言をした。これは、愛国者法の時限規定の延長を支持する意図であるとみなされている。今後の動きに注目したい。

(調査及び立法考査局海外立法情報課：中川<sup>なかがわ</sup>かおり)

Ref: Kravitz, Rhonda Rios. Libraries, the FBI, and the USA Patriot Act: A Chilling History. *Latino Studies*. 1(3), 2003, 445-451.

Jeager, Paul T. et al. THE USA PATRIOT ACT, THE FOREIGN INTELLIGENCE SURVEILLANCE ACT, AND INFORMATION POLICY RESEARCH IN LIBRARIES: ISSUES, IMPACTS, AND QUESTIONS FOR LIBRARIES AND RESEARCHERS. *Library Quarterly*. 74(2), 2004, 99-121.

Doyle, Charles. Libraries and the USA PATRIOT Act. CRS Report. 2003-02-26. (Order Code RS21441). (online), available from <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/civilliberties/theusapatriotact/CRS215LibrariesAnalysis.pdf>>, (accessed 2005-01-10).

Estabrook, Leigh S. PUBLIC LIBRARIES AND CIVIL LIBERTIES: A Profession Devided. [2003]. (online), available from <[http://alexia.is.uiuc.edu/gslis/research/civil\\_liberties.html](http://alexia.is.uiuc.edu/gslis/research/civil_liberties.html)>, (accessed 2005-01-10).

American Library Association, Washington Office. Guidelines for Librarians on the U.S.A. Patriot Act. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/washoff/WOissues/civilliberties/theusapatriotact/patstep.pdf>>, (accessed 2005-01-10).

American Library Association. Analysis of the USA Patriot Act related to Libraries. (online), available from <<http://www.ala.org/ala/oif/ifissues/usapatriotactlibrary.htm#analysis>>, (accessed 2005-01-10).

American Library Association. Questions and Answers on Privacy and Confidentiality. (online), available from <<http://www.ala.org/Template.cfm?Section=interpretations&Template=>

/ContentManagement/ContentDisplay.cfm&ContentID=83504>, (accessed 2005-01-10).

American Library Association. Resolution on the USA Patriot Act and Related Measures that Infringe on the Rights of Library Users. (online), available from <http://www.ala.org/Template.cfm?Section=ifresolutions&Template=/ContentManagement/ContentDisplay.cfm&ContentID=11891>, (accessed 2005-01-10).

ALA To Begin Patriot Act Study Announced in Orlando. Library Journal. 2005-01-10. (online), available from <http://www.libraryjournal.com/article/CA493465>, (accessed 2005-01-10).

平野美恵子訳. 合衆国法典第50編 戦争及び国防 第36章 外国諜報監視 第4節 外国諜報の目的による特定の業務記録の入手. 外国の立法. (215), 2003, 85-86.

高木和子. 米国愛国者法と図書館のプライバシー保護. 情報管理. 45(8), 2002, 580-583.

## CA1548 最後の拠り所としての政府情報コレクション

### 1. 変革の中のGPO

米国政府印刷局 (GPO) は政府刊行物の印刷事業を担ってきた連邦議会附属機関であり、同時に、全米の市民に対して無償で政府情報へのアクセスを保証する連邦政府刊行物寄託図書館制度 (FDLP) を管轄してきた存在でもある。

近年、ネットワーク環境の進展に伴い、政府情報のデジタル化も進んでおり、すでに50%以上の政府情報がデジタル形式でのみ発行されているともいわれている。こうした中、GPOの印刷事業は苦戦を強いられており、印刷物の部数、売上、収入のいずれも減少を続けている。そこで、GPOのコンサルティングを続けてきた米国会計検査院 (GAO) は、GPOの事業について、その軸足をデジタル時代に適応した政府情報の提供・普及活動 (dissemination) に移すよう促している (E202参照)。

デジタル環境への対応について、GPOは10年以上前から取り組んでおり、議会資料や法令、主要な政府刊行物へのアクセスを提供するGPO Access (CA1149参照) を構築している。GAOもGPO Accessを強化する形での変革を推奨している。ただ、電子政府構想の進展に伴い、行政省庁各自のウェブページによる情報提供も増大しており、GPO Accessを経由しない政府情報の流通についても無視できない状況となっている。また、ネットワーク上の情報が消滅してしまいやすいことも大きな問題と捉えられている。

### 2. GPOのデジタル化戦略

2004年に入り、GPOは民間企業から著名な情報技術の専門家を招き、デジタル情報の取り扱いを軸にした事業の再構築を検討してきた。その結果、12月に発表された将来計画『21世紀への戦略ビジョン』では、GPOはさらなるデジタル化への転身を図り、政府情報を主にデジタル形式で作成、収集、管理、保存、提

供していくことが打ち出された。

その中核に考えられているのが、OAIS参照モデル (CA1489参照) のリポジトリとしてのデジタル・コンテンツ・システムであり、すでに運用概念 (Concept of Operations) が作成されている。政府情報をデジタル形式で収集するところから、コンテンツを管理し、提供するところまでのトータルシステムとして設計されている。2007年末までに完成させ、実用化する予定となっている。

コンテンツの管理機能としては、改訂の多いドキュメントのライフサイクルを管理する版の管理 (Version Control)、ドキュメントがオリジナルであることを担保する真正性の保証 (Authentication)、長期保存、アクセス手段の提供などを備える予定である。MARCやメタデータによる書誌コントロールや、DOI (CA1481参照) による永続的リンクといった組織化機能も考えられている。

### 3. 最後の拠り所としてのコレクション

システムを設計する一方、コンテンツの形成・管理の計画も立てられている。2004年6月に訂正版ドラフトが提示されている「最後の拠り所としてのコレクション (Collection of Last Resort: CLR)」計画である。

CLRは、有形出版物 (tangible publications) とデジタルオブジェクト (digital objects) の両方で、過去の発行物を含めた網羅的な政府情報コレクションを形成しようという計画で、長期保存とパブリック・アクセスの両機能を同時に満たすことを目的としている。

長期保存に関しては、専ら保存することに特化した、利用を前提としないダーク・アーカイブ (Dark Archive) をワシントンD.C.に建設し、ひとつの情報を有形出版物とデジタルオブジェクトの両方で保存する。また、FDLP参加館の中から設備面で基準を満たした寄託図書館をダーク・アーカイブに指定することも検討されている。

有形出版物は印刷物のほか、マイクロフィッシュや、デジタルオブジェクトを納めたCD-ROMなども相当する。デジタル形式で生産された情報 (born digital) であっても、保存用に有形出版物のコピーが作成される。

デジタルオブジェクトは、テキストやHTML、PDFなどに限らず音声資料、映像資料など全てのフォーマットに対応するとしており、またオリジナルのフォーマットとともに保存用あるいはアクセス用のフォーマットへの変換も行われる。収集は、政府諸機関やGPOなど作成者に登録してもらうほか、各省庁のウェブサイトなどからハーベスティングを行ったり、GPOとFDLP参加館が協働で紙媒体からデジタル化することも考えられている。デジタル化の対象には、これまで

FDLPに寄託されてきた約220万タイトル(6,000万ページを超える)の政府刊行物が予定されており、総額5,000万ドル(約50億円)をかけて3~5年での完了を見込んでいる。

パブリック・アクセスの面では、デジタルオブジェクトについてはアクセス・コピー(アクセス用に最適化したPDFなど)をGPO Accessで提供することに加え、オンデマンド印刷や、CD-ROMやPDAなどデジタル・メディアでの提供も考えられている。

有形出版物については各地の寄託図書館での利用を原則とする。また、寄託図書館の中から、ダーク・アーカイブを補完するライト・アーカイブ(Light Archive)を選定し、保管と利用を両立させることも考えられている。ダーク・アーカイブの有形出版物は利用に供されない。

GPOは、2003年8月に米国国立公文書館(NARA)との間で政府情報へのパブリック・アクセスと永久保存について責任を分有する協定を結んでおり、CLRはこの協定の一環でもある。

#### 4. FDLPの模索

全米市民の政府情報へのアクセスを確保するというFDLPの理念から、FDLP参加館はCLR計画に概ね賛同している。ただし、災害などのリスク、デジタル・デバインドなどを考慮すると、現在のような地理的分散の仕組みは必要との意見は出されている。また、GPOがデジタル・コンテンツ・システムの完成を待たず、2005年10月から無償配布プログラムを縮小させようと企図していることについては反対の声が挙がっている(E298参照)。

CLR計画はGPOとFDLP参加館の協働によるものだが、この計画が完成するとFDLPの物理的ストックを通じた政府情報提供という機能はその意義の大きな部分を失ってしまう。GPO Access構築時から囁かれてきたこうした危機(CA1474参照)に対し、現在、FDLPはいくつもの変革案を検討し模索を続けている。共通するのは、モノの提供からサービスの提供へ軸足を移さなければならないという認識であり、レファレンスの強化など付加価値をいかに提供していくかに焦点が当てられている。

例えば、寄託図書館会議の委員を務めたアリゴ(Paul A. Arrigo)は、寄託図書館を主題別に再編し、政府諸機関との密接な関係を築くことで、遺漏のないコレクションの形成と質の高いバーチャル・レファレンスの提供が可能になると提案しており、そのための研修プログラムを実施するようGPOに求めている。農務省とマン図書館の例(CA1268参照)や国務省とイリノイ大学図書館の例(CA1388参照)のように、パートナーシップを確立する試みはすでに行われてお

り、その経験が今後のFDLPの再編にどのような影響を与えるのか、展開が注目される。

#### 5. おわりに

GPOは、紙媒体のデジタル化やハーベスティングといった意欲的な手段を用いて、最後の拠り所としての政府情報コレクションを形成しようとしている。政府情報へのパブリック・アクセスと長期保存を保証するという公共的機能(図書館的機能)を果たすことで、自らを連邦政府の情報提供・普及を担う機関へと位置付け直そうとする試みといえる。

FDLPの模索は、一次情報へのアクセスが保証された上で、図書館サービスとして、また図書館ネットワークとしてどのような付加価値が提供できるのか、その課題に挑むものといえる。

むろん、原則として政府情報に著作権が適用されない米国の事情を考慮する必要はあるが、デジタル時代において、一般市民の日常生活にも密接に関わる政府情報について、図書館界がどのような図書館サービスを提供できるかということを考える上で参考となる動向であり、展開から目が離せない。

つづき いちろう  
(関西館事業部図書館協力課：筑木一郎)

- Ref: 古賀崇. アメリカ連邦政府寄託図書館制度の電子化への過程とその背景. 日本図書館情報学会誌. 46(3), 2001, 111-127.
- GPO. A Strategic Vision for the 21st Century. 2004-12-01, 20p. (online), available from <<http://www.gpo.gov/congressional/pdfs/04strategicplan.pdf>>, (accessed 2005-02-14).
- GPO. Collection of Last Resort. (Revised [Discussion Draft]). 2004-06-18. (online), available from <<http://www.gpoaccess.gov/about/reports/clr0604draft.pdf>>, (accessed 2005-02-14).
- GPO. Concept of Operations (ConOps V1.0) for the Future Digital System. (Final). 2004-10-01. (online), available from <[http://www.gpo.gov/news/2004/ConOps\\_1004.pdf](http://www.gpo.gov/news/2004/ConOps_1004.pdf)>, (accessed 2005-02-14).
- GAO. Actions to Strengthen and Sustain GPO's Transformation. 2004-06, 81p. (online), available from <<http://www.gao.gov/new.items/d04830.pdf>>, (accessed 2005-02-14).
- GODORT Letters to GPO: Collection of Last Resort. 2004-07-29. (online), available from <[http://sunsite.berkeley.edu/GODORT/communications/letters\\_2004/CLR-final.htm](http://sunsite.berkeley.edu/GODORT/communications/letters_2004/CLR-final.htm)>, (accessed 2005-02-14).
- Durant, David. The Federal Depository Library Program: Anachronism or Necessity? North Carolina Libraries. 62(1), 2004, 30-39. (online), available from <<http://eprints.rclis.org/archive/00002313/01/fdlp.pdf>>, (accessed 2005-02-14).
- Arrigo, Paul A. The reinvention of the FDLP: A paradigm shift from product provider to service provider. Journal of Government Information. 30(6), 2004, 684-709.

## CA1549

### カナダの刑務所内図書館

#### 1. はじめに

カナダの矯正保護法第3条は、連邦刑務所が正義に基づき、平和で安全な社会を維持するために運営され

ることを明確にし、この目的のために、「刑務所および社会においてさまざまな企画を実行し、犯罪者が法を守る社会人として再び社会において活動できるように、受刑者の社会復帰を援助する」ことを定める。

刑務所が実施する社会復帰計画には、教育、芸術、作業および奉仕活動などがあり、ある企画は刑務所内で行われ、ある計画は地域社会の資源を活用して実施される。このような活動を支えるのは情報であり、特に自由に情報に接する機会が許されていない受刑者にとって、図書館の重要性は一般人が感じている以上に高い。受刑者の図書館利用率が一般社会よりも格段に高いのは、単純に余暇が多いということよりも、情報を求める意欲が高いからであるといえよう。

カナダには、連邦刑務所が68、州刑務所は153か所ある。2001年現在1万2,700人の受刑者たちが連邦刑務所に収容されている。このほかに2年未満の刑を宣告された者および未決の者は、1万8,670人が州刑務所、4,560人は青少年刑務所に収容されている。連邦矯正局 (Correctional Service Canada) は連邦刑務所を管理し、各州の矯正局は州刑務所を含むその他の拘禁施設を管理運営する。

## 2. 刑務所図書館の全国調査

最近カナダで刑務所図書館に関する全国調査が行われたので、本稿ではその概要を紹介したい。

国際図書館連盟 (IFLA) は、1991年に「矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのためのガイドライン」を作成している。米国や英国においては、図書館協会によって刑務所図書館運営基準が定められているが、カナダにおいては図書館協会や連邦矯正局がこのような基準を整備していないので、刑務所図書館の司書は、所属管区の規則が、それがなければ勤務先刑務所の規則に従って業務を行っている。

今回の質問票は、連邦矯正局が所管する51の矯正施設にある図書館の担当者に直接送付された。矯正施設には軽警備、中警備、重警備および複合警備のすべてが含まれる。カナダでは、受刑者の危険度に応じて受刑者を分類し、外堀や個室の状態、所内での行動規制などについて異なる警備度の施設を用意し、適合した受刑者を収容している。少年施設および州刑務所は州の監督するところなので、調査の対象とされていない。

## 3. 調査結果の概要

送付した51施設のうち、37施設 (73%) から回答があった。カナダの矯正施設は米国や英国と比較して、大規模ではない。過半数の矯正施設は収容人員が100人から300人程度である。

### 3.1 図書館利用者と図書館管理者

刑務所図書館の利用者は誰かという質問に対しては、当然ながら受刑者という回答が圧倒的であるが、回答

のうち80%は職員も利用するといいい、受刑者の家族や面会者も利用するとの回答も6%ある。

司書の能力を持つ職員が図書館の管理に当たっていると回答したのは全体の30.5%であった。また、8%は図書館情報学修士の学位を持ち、22%は図書館情報学士の学位を有している。受刑者が、刑務所図書館の管理に大きく関与していることも判明した。83%の施設で、受刑者が図書館に就業している。受刑者である図書館管理者の中には、医師、弁護士、会社重役なども見られた。警備担当職員や無報酬のボランティアが図書館を扱っているという回答はなかったが、これは他の国ではよく報告されている状況である。

### 3.2 蔵書の状況

蔵書の規模については施設により大きな差があるが、約半数の施設は1万冊以上の蔵書を保有している。

新聞を備えている刑務所図書館は全体の81%、同じく雑誌を購入している図書館も81%であった。ビデオやCDを備えている図書館は20%に満たないが、59%はCD-ROMの利用が可能であった。インターネットを許可している刑務所がないのは、受刑者にパソコンを使用させることによって生じる警備上の困難な問題を回避するためであろう。

資料の選定方法について方針を定めている施設は30%である。購入がほとんどであるが、3分の1の施設では図書館間相互貸借 (ILL) を活用して利用者の要求に答えている。また公共図書館の廃棄図書を受け入れているところも一か所あった。

年間図書購入予算の平均は施設当たり4,051カナダドル (約34万円) で、図書の購入予算は十分ではないとの回答がほとんどである。

図書の内容は、大体において公共図書館と同様である。一般小説、ミステリー、ホラー、空想科学小説について、歴史小説、恋愛小説などがあり、同性愛を扱う小説などは少ない。ノンフィクションでは歴史、法律関係図書、伝記、美術、科学、人生論、歴史などがある。83%の図書館では、カナダインディアン関係図書を整備していた。

特に法律関係図書の整備に関しては、連邦矯正局通達720号により、主要な法律、法律関係資料 (実例として権利章典、受刑者移送法、刑法、人権法、情報公開法がある) を整えることが定められているが、この要件を満たす施設は全体の62%であった。ただし、重警備施設は例外なくこれらを整備していた。

また、どの刑務所においても受刑者からの購入希望を受け付けている。受刑者の好む図書としては、小説、新聞、報道関係雑誌が上位にあり、法律図書、一般教養雑誌、ノンフィクションがこれらに次いでいる。

### 3.3 図書の検閲

逃走を防止し所内の安全を確保することは、施設管理者にとって重大関心事である。このため施設管理者は、逃走を計画し暴力を助長する図書は許可しないが、検閲の基準があまりに厳しくならないように注意しているのが実務上の扱いである。最も頻繁に不許可となる図書は、露骨な性的描写を含む図書および人種に関する侮辱的表現を含む図書である。

連邦矯正局の通達では、武器製作、犯罪の手口、特定集団の抹殺をそそのかす文書、暴力や幼児を含む性的図書などは、閲覧が禁止されている。逃走を防ぐため、地図の閲覧を禁止している施設も少数ある。なお、検閲をしないと回答した施設は1施設であった。

### 3.4 図書館の運営について

教育、文化、趣味活動、教養などの分野において、どの程度役立っているかを質問したところ、58%の施設は、図書館が受刑者の活動に大きく貢献していると回答し、あまり役立っていないと回答したのは34施設のうち3施設に過ぎない。

なお、カナダ図書館協会は刑務所図書館の運営基準を定めていないが、多くの図書館関係者はその必要性を認めていない。むしろ予算の増額や図書館運営の強化のほうに関心が高い。

### 4. 調査結果のまとめ

この調査結果によると、大多数の図書館担当者は職員を充実させ、古くなった図書を新しい図書に替えるための資金が必要だと感じている。また、米国や英国ほどではないが、異文化、多言語の図書を備える必要にも迫られている。私見であるが、図書整備の予算を獲得するためには、刑務所図書館の役割についての理解を広く外部に求め、最低基準などを定めた運営基準の策定が望まれるところである。しかしながら、本調査で図書館の担当者は、識字教育、生活指導、職業教育、読書指導などの活動によって、刑務所に蔓延する不安で退屈な雰囲気緩和するという図書館の教育的かつ心理的な役割が理解されていないことに不満を感じている一方、カナダ図書館協会が刑務所図書館の運営基準を作ることはさして関心を示していない。

この調査によって、社会ではごく普通に利用されているインターネットや参考図書、教育教材などが利用できないために、受刑者は情報不足の状態におかれていることが明らかになった。受刑者にインターネットの利用を許可することは保安警備上の問題が生じてくるが、受刑者がこれから受ける利益は非常に大きい。パソコンの発達により、将来はファイアーウォールなど適切な配慮を施すことにより、刑務所図書館がインターネット利用を認めることになるであろう。

受刑者の多くは基礎学力とパソコン操作能力が十分

ではない。この状態で再び社会に戻ることにできれば社会に適応できない恐れがある。

最近の判決（ソーピ対カナダ事件2002年）において、カナダ最高裁判所は、受刑者の選挙権を認める判断を示している。受刑者の権利保護の流れからみると、刑務所内において、適切な図書館サービスなど社会復帰のための援助をいっそう行う必要が増している。

### 5. おわりに

これらの調査結果を参考にして、わが国の現状をみるとどうであろうか。

カナダと比較して、市立図書館などの公共図書館の蔵書を利用している刑務所は非常に少ないのが現状である。日本図書館協会の調査によると、公共図書館の図書を利用しているのは、わが国にある74か所の刑務所のうち、13か所程度である。近隣公共図書館から廃棄図書を受け入れている刑務所は多いが、一般的には、刑務所管理者の間で、図書に対する関心は少ない。市原刑務所などごくわずかの例外を除き、所内に図書閲覧室はなく、完全開架式の図書室がある刑務所も女子刑務所などに限られている。職員についても司書などの専門職が配置されている施設はないのではなかろうか。一方、公共図書館の側から見た場合であっても、果たしてどれだけの数の職員が、勤務する図書館の周辺にある刑務所に収容されている受刑者に思いをめぐらすことがあるであろうか。

刑務所図書館の充実を図り、受刑者が読書に関心を持って社会復帰できるように励ますためには、刑務所の職員の側からの要請を待つということよりも、まず、公共図書館の職員が積極的に刑務所と接触を図ってゆくことが必要なのではないだろうか。

（財団法人矯正協会国際協力部：山口昭夫<sup>やまぐちあきお</sup>）

Ref: Curry, Ann et al. Canadian federal prison libraries: a national survey. *Journal of Librarianship and Information Science*. 35(3), 2003, 141-152.

Kaiser, Frances E. ed. (中根憲一訳) 矯正施設被拘禁者に対する図書館サービスのガイドライン. *現代の図書館*. 32(1), 1994, 50-55.

## CA1550

### 経営戦略としての図書館ブランディング - 英国図書館のり・ブランディング事例から -

はじめに - ブランド/ブランディングとは何か？

「ブランド(brand)」の語源は、「焼き印(burned)」である。放牧する牛を識別するために施された。その後、12世紀の中世ヨーロッパはギルドの時代、自社製品の品質を保証するために、陶器やウイスキーといった製品に自社の「焼き印」を押すようになった。強い

ブランドは、長期間にわたり熱狂的な支持者を生み出し高いロイヤリティを保持した。期待を超え続けるブランドには、強いアイデンティティが形成され、価格も自由に設定できるようになった。かくして、ブランドは、安定的な成長と高収益を生み出す無形の資産として位置づけられ、現代では企業の価値をはかる指標にすらなろうとしている。

本稿では、2000年から始まった英国図書館（BL）の「リ・ブランディング（ブランド再構築）」のプロジェクトを紹介しながら、「図書館に何故、ブランディングが必要なのか?」「図書館のブランディングの固有性」について考察し、論述する。

### 1. プロジェクト・スタート - コア・プリンシプルの作興から

プロジェクトは、「BL自らの存在意義」と「1つの図書館を創り出している価値とは何か?」を議論することから始まった。議論は図書館全体におよび、ワークショップ形式をとりながら、外部専門機関からのアドバイスのもと、横断的な意見交換がなされた。

プロジェクトの推進者であるジル・フィニー（Jill Finney）戦略マーケティング・コミュニケーション局長は次のように述べている。

「ワークショップで初めて明確になったのは、各部門が自分の仕事を説明するミッション・ステートメントをもちながらも、それらは実にバラバラで整合性がないということだった。1つにまとめられたBLの目的（存在意義）を、関係者全員が理解・共感している状況を早くつくることが求められた。」

1年をかけて合意を得ることができた新しいコア・プリンシプルは、次のとおりである。

#### [BLのコア・プリンシプル]

本質的な目的：世界の知識への道（a gateway to the world's knowledge）を提供すること。

ビジョン：サービスが人々の生活を豊かにする。

ミッション：人々が生活を豊かにするために、知識をより活用することを支援する。

組織の価値観：図書館全体が「コア・プリンシプル」にプライドをもつこと。/それぞれの関係者（顧客、従業員、社会）にむけて最適な活動を行うこと。/図書館が前進するために技術革新を絶やさないこと。

### 2. 表象開発 - ブランド名称とデザイン開発導入

プロジェクトでは、次のステップとして、ブランドを象徴するコア要素の開発導入に入った。コア要素は大きく二つに分けられる。

第一には、言語的表象としての「図書館の名称」や「サービス名称」、「ブランド体系」である。BLは、「図書館」という既に既得価値がある名称をブランドに選択した。フィニーは、「図書館は、図書館自身を別の名称（ex.学習センターやアイデアストアなど）で呼び始めたとき、誤った方向に歩み始めた例がある。」と語っている。名称変更は、新しい名称とその内容を認知させるのに、多額の投資が必要であり、むしろ「これが新しい図書館」であると訴求するほうが有利であるとしている。

第二のコア要素は、それらを視覚的に表象するシンボルロゴやカラーシステム、タイポグラフィ、デザインプリンシプルやレイアウトデザインのルールである。

フィニーは、ワークショップで明確になった「1つにまとめられた図書館の目的を、関係者全員が理解・共感している状況をできるだけ早くつくる」という2つめの課題についてこう述べている。

「従来の図書館コミュニケーションは、表現に一貫性がなく、受け手の立場ではデザインされていなかった。タイポグラフィも15世紀のものがそのまま使われていたり、イメージ（知覚品質）も良くなかった。デザインは、特にこれからの新しい顧客を魅了しつつ関係者に共感をもたらす必要がある。そのために、我々はデザインを基本から大胆に変更することを決めた。」

ウェブサイトから図書館のサイン計画、備品から利用案内にいたるまで、あらゆる顧客接点において、新しい図書館のコア・プリンシプルを表象する新しいデザインシステムが、徹底的に導入された。

デザインシステムを一つの目的に沿って作り上げることにより、顧客や従業員を含む関係者全てに新しいメッセージとイメージが配達され、それが結果として新しい顧客層を開拓するのである。

### 3. 大規模なインナーコミュニケーション

新しいシンボルロゴの導入にともない、大規模な組織内への浸透計画が始まった。

全ての部門責任者に、「コア・プリンシプル」と「新デザインシステム」の意味が伝えられ、新しいブランドの本質を、どのように日常のサービスに反映し、利用者に明快地伝えていくか、一つひとつの業務項目のチェックが求められた。

いままでの現場での議論は、「どのようにサービスするか?」が中心であったが、それ以降は「我々のサービスは、どのような結果や期待が獲得できるか?」に変わっていった。ブランドの価値を顧客に伝えるのは、一人ひとりの従業員であり、それを継続的に促進し、マネジメントする組織体系が構築されたのである。

### 4. 経営変革とブランディング

2000年より始まったBLの経営変革（CA1382, 1417,



1424参照)は、いままでの伝統と歴史を打ち破り、「図書館のり・ブランディング」を軸足にすえて断行された。『第31回年次報告書 2003-2004』のタイトルには、興味深い次のような言葉が添えられている。

「Making the measurable difference はかること(客体化)ができる差異(BL固有の価値)をつくる。」

この言葉には、未来の図書館に求められる次の3つの意味が込められていると考えられる。

1 つめは、BLは利益を生み出すプロフィットセンターとして自立する、ということである。図書館の活動が英国経済にどのような価値を生み出しているかを、定量的に説明することによって、自らの存在意義を関係者に訴え、経営計画のよりどころにしようとしているのである。

2 つめは、BLとしての固有の価値を生み出すことに集中しようとしていること。ブランドの価値の源泉は、そのユニークネスにある。BLならではのユニークネスと、他機関との「差異」をいかにつくるかに戦略をシフトすることによって、ブランドの価値は高まるのである。

3 つめは、魅力的でわかりやすい伝達方法をとること。図書館の活動とその哲学を明快なメッセージに置き換え、関係者に積極的に伝え、理解、共感を得ようという努力がなされていることである。

おわりに

そこに図書館がある限り、ブランドは既に存在している。問題は、そのブランドにどのような生命を吹き込み、マネジメントできるかである。もし、図書館が強いブランドを持つことができるなら、顧客(利用者)や社会、出資者から期待と共感を獲得し、強い心理的な絆を形成することができるだろう。それを生み出す組織は活力にあふれ、そこで働く人々は、仕事に誇りと自信を見出すことができるだろう。

わが国の図書館も、戦略としての「図書館のブランディング」に着手する時期が訪れようとしている。

(AXHUM Consulting: 南山宏之)

Ref: Finney, Jill. Brand values at the BL. update. 2(2), 2003, 54-55.

南山宏之. “戦略的ブランド経営 - ポストCIの地平を求めて”. 21世紀CI展望: 企業価値とアイデンティティ. 東京, 自分流文庫, 2000, 237-249.

南山宏之. “新しいブランディングの地平へ”. ブランディング・デザイン. 東京, グラフィック社, 2004, 2-3.

British Library. “Thirty-First Annual Report and Accounts 2003-2004”. (online), available from <http://www.bl.uk/about/annual/latest.html>, (accessed 2005-02-15).

アクサムコンサルティング. (オンライン), 入手先<http://www.axhum.co.jp>, (参照2005-02-15).

CA1551

## 「2004年ダブリンコア・メタデータ応用国際会議」(DC-2004)開催される

平成16年10月11日から14日まで上海図書館において開かれた標記会議に出席したので報告する。

この会議は上海図書館が主催し、中国科学院文献情報センター、中国国家科技図書館文献センター、ダブリンコア・メタデータ・イニシアティブ(Dublin Core Metadata Initiative: DCMI)の他、上海の二大電子メーカーがスポンサーとなっている。

中国から68人、海外から92人の合計21か国160人の参加者があった。会議は講演・報告、理事会、顧問会議、運営委員会、ワーキング・グループ会議、研修会(Tutorial)から構成されていた。同図書館では、一部並行して(12日~15日)16か国から70余名を集めた第2回上海国際図書館フォーラム(Shanghai International Library Forum: SILF)が行われたため、13日午前の基調講演プログラム3件は両会議共通に行われた。この共通プログラムの基調講演をIFLA次期会長のバーン(Alex Byrne)氏に依頼してしまうのが上海図書館の凄ところである。同時に二つの国際会議を進める事務方の能力もあなごれない。

日本で行われた2001年の同会議については中井の報告<sup>(1)</sup>を、日本から10数名の発表があったSILFについては『図書館界』の記事<sup>(2)</sup>を参照されたい。DC-2004の報告部分の会議録<sup>(3)</sup>は上海科学技術文献出版社から発行されている(200元:約2,500円)。報告とそれ以外の会議の内容はDCMIのホームページ<sup>(4)</sup>からのリンク(後述)でも見ることができる。ただしよくあることだが、提出したペーパーをなぞるように報告する人もいれば、ペーパーにこだわらずに報告を行う人もいる。行われなかった報告もある。また、DC研修会の資料も同ホームページで見ることができ<sup>(5)</sup>、ダブリンコア入門の資料として大変便利である。

言うまでもなくダブリンコア(CA1506参照)は、1995年にOCLCがその所在地であるダブリン市で開催したワークショップ(研究会)から生まれたメタデータ記述要素セットである。その後7回にわたるワークショップ(1996~2000年)を経てダブリンコアは進化(複雑化?)し、図書館に限らず様々な分野で用いられるようになった。もちろんダブリンコア以外にもメタデータ記述要素セットは開発されている。

それまでのダブリンコアのためのワークショップを発展させ、図書館関係者にもダブリンコアにも限定せず、幅広くメタデータの開発・応用についての報告と意見交換の場として開催されたのがDC-2001(東京)

であった。今回の参加者も図書館関係者は半分以下である。その他の参加者は企業、政府機関、アーカイブズ、大学、教育関係、コンピュータ関係、国際機関からであった。要するにインターネットを通じた情報提供に関心を持つ者のメタデータ国際会議である。そのせいか、図書館員の集まりなら当然の上海図書館見学コースというものは設定されていなかった。

#### 会議の構成

委員会等を含めれば9日から15日にわたった会議のプログラムとほとんどの内容は、ホームページで見ることができる<sup>(6)</sup>。内容は次のように分けることができる。

- ・国際会議としての基調講演・報告(plenary paper sessionとshort paper session)。
- ・ダブリンコア・ワークショップとしての理事会(Board of Trustees)、運営委員会(Usage Board)、顧問会議(Advisory Board)、および行政、コレクション記述、教育、企業、日付、基準、図書館、カーネル(Kernel)/ERC、アーキテクチャ、アクセス、国際化、保存、利用案内、レジストリの各ワーキング・グループの会議。
- ・セマンティック・ウェブへの応用、提携・協力プログラム、IFLA関係、LOM(教育コンテンツ・メタデータ)、NISOメタサーチ、LOMとダブリンコア、をテーマとした会議(special session)。

これらがコンパクトに詰め込まれているため、総ての会議に出ることはできないが、全参加者への報告の時間が設けられていた会議もある。総てのワーキング・グループが何らかの結論を出したわけではないが、グループによってはDCMIのホームページで報告を見ることができる<sup>(7)</sup>。運営委員会の決定もDCMIのホームページで見ることができる<sup>(8)</sup>。

会期中連日の早朝の研修会と、10日のプレコンファランス・ワークショップ(世界規模企業間相互利用のためのメタデータ)は別会費の設定となっていた。後者には別のスポンサーもあり、そのスポンサーへの出席報告文書に署名をさせられた。13日午前の基調講演等は前述のようにSILFと共通に行われた。この部分は講演者と順番がプログラムとは異なっている。

#### 報告の内容

公式発表によれば、5件の基調講演、10件のplenary paper session報告、21件のshort paper session報告が行われた。

#### plenary paper session報告

メタデータのフレームワーク、メタデータの利用者、メタデータの管理とハーベスティング、の3部に分けられていた。

では、メタデータ・スキーマ・レジストリの機

能拡張、ダブリンコアの語彙の整備、相互利用のためのメタデータ・スキーマ言語に関する報告があった。

メタデータの相互利用のためには、メタデータ・スキーマがそのターム、コンテキスト、セマンティックおよびシンタックティックな制限を正確に伝えられなければならない。それでこそ、アプリケーションやマシンがメタデータを分析、理解、利用することができる。3番目の報告は、このメタデータ・スキーマが必要とする言語の要件を5つ提示し、OWL/XDD(Web Ontology LanguageとXML Declarative Descriptionの複合言語)の適合性を検証したものである。

では、イタリアの多言語アクセスのための法律文献ポータルに関する報告があった。これは、法律情報理論技術研究所の法律文献ポータルが提供する、法律情報への多言語アクセスについて研究したものである。異なる法システム間での専門用語の関連付けには、法システムの特異性を考慮しなければならない。法の分野が必須のメタデータになっているレポジトリに対して、言語に関係なく一度でアクセスを果たす方法を検討し、質問を異なる言語に翻訳する際にマシンの学習により、最終的に曖昧な単語を曖昧でなくしていく方法を導入している。

では、ニュージーランド国立図書館のデジタル化情報とメタデータ管理、科学デジタル図書館のメタデータ改善、コレクションとサービスのレジストリとメタデータ、記録保存のためのメタデータセット、P2Pベースのデジタル図書館におけるメタデータ・ハーベスティングに関する報告があった。最後の報告は、分散した電子図書館環境において、メタデータ・レコードのハーベスティングに関する主な研究をレビューし、その長所と問題点について、報告者のアプローチと比較したものである。P2Pベースの環境で、メタデータを統合する一般的方法を、共有スキーマ、同一コミュニティの別スキーマ、スキーマもコミュニティも別、という3つの状況で提示している。

#### short paper session報告

(1)語彙と適用条件(application profile)、(2)モデル、(3)事例研究、(4)ツールとメソッド、の4部に分けられていた。その報告の内容テーマは以下の通り多岐にわたっている。

(1)AGRIS(農業科学技術に関する国際情報システム)のメタデータ交換。カナダ政府のメタデータと統制語。音楽映像情報のメタデータ。ドイツの電子化学位論文のメタデータ。分類表メタデータの相互利用。(2)デジタル図書館システムのためのMETS(Metadata Encoding and Transmission Standard)ベース目録キット。人物とエージェントに関するダブリンコア。メタデータ・モデルの方法論。構造化デジタル情報に

基づくメタデータ・モデルとデジタル図書館。中国軍事大学デジタル図書館の保存関係メタデータ・スキーマ（報告は行われなかった）。メタデータと帰納的・主観的探索。(3) 中国文化人手稿図書館のためのメタデータ・スキーマ。フランス高品質保健ゲートウェイのメタデータ。日本の画像史料ビューアとメタデータ。中国教育情報ライブラリーとダブリンコア教育メタデータ。マレーシアのメタデータ管理システム。ドイツ連邦環境庁のメタ情報システム。(4) 既存電子化学習情報の正規化ツール。分散デジタル・コレクション管理のためのオープン・ソース・ソフトウェア。ソフトウェアによるメタデータ・データベースの生成とアクセス性評価。セマンティック・ウェブのための環境健康分野学際シソーラス。

次のDC-2005は、来る9月12～15日にスペインのマドリッドで開催される予定である。

(書誌部書誌調整課：坂本博)<sup>さかもとひろし</sup>

- (1) 中井万知子。「2001年ダブリンコアとメタデータの応用に関する国際会議」報告。国立国会図書館月報。(491), 2002, 18-21.
- (2) 第3回国際図書館学セミナー。図書館界。56(5), 2005, 294-309.
- (3) DC-2004: Proceedings of the International Conference on Dublin Core and Metadata Applications. Shanghai, 2004-10.
- (4) Dublin Core Metadata Initiative. (online), available from <http://dublincore.org/>, (accessed 2005-01-26).
- (5) Dublin Core Metadata Initiative. "Metadata Training Resources". (online), available from <http://dublincore.org/resources/training/>, (accessed 2005-01-26).
- (6) "DC-2004 Conference Program". International Conference on Dublin Core and Metadata Applications 2004. (online), available from <http://dc2004.library.sh.cn/english/prog/>, (accessed 2005-01-26).
- (7) Dublin Core Metadata Initiative. "DCMI Working Groups". (online), available from <http://dublincore.org/groups/>, (accessed 2005-01-26).
- (8) Dublin Core Metadata Initiative. "Summary of DC Usage Board Meeting in Shanghai, October 2004". (online), available from <http://dublincore.org/usage/meetings/2004/10/Meeting-summary.shtml>, (accessed 2005-01-26).

CA1552

動向レビュー

## MARCとメタデータのクロスウォーク

### 1. はじめに

今日の学術情報を取り巻く環境においては、ウェブや電子ジャーナルなどの電子資源の拡大に伴い、個々のコミュニティやそのニーズに対応する多くのメタデータが開発されている。これらのメタデータの拡大により図書館員の感じる不安の多くは、メタデータの種類であるMARCやその前提とされるAACR2といった伝統的な図書館のプラクティス（図書目録を基礎として築き上げてきた記述規則や典拠および主題などアクセスポイントの統制、レコードフォーマットの標準などに沿った実務慣習）が、メタデータとどのようにかわり、どのような影響を受けるのかという点ではないだろうか（CA1506参照）。メタデータの出現によって図書館の目録は時代遅れであるといった主張がある一方で、図書館の伝統的なプラクティスが電子資源の利用や保存といった側面におけるメタデータ作成においても重要な位置を占めることも論じられている。渡邊はセマンティックウェブと図書館コミュニティの関係を紹介する記事の中で、アダムス（Katherine Adams）らの論考を紹介してセマンティックウェブにおける典拠管理の必要性や主題アクセスとオントロジとの関係性について言及している（CA1534参照）。典拠管理や分類・件名・シソーラスといった主題アクセス機能は図書館が情報の組織化を目的に築き上げてきたものであり、現在これらの機能はMARCというレコード形式によって表現されている。

さらにエデン（Bradford Lee Eden）は「メタデータとライブラリアンシップ：MARCは生き残るだろうか？」という論説の中で、この新しい情報時代の中でMARCが確固たる位置を占め続けることができるのか？という課題を提起し、いくつかの論考をまとめている<sup>(1)</sup>。これらの論考において、MARCはメタデータに取って代わられるのではなく、図書館の伝統的なプラクティスを継承し、図書館以外のコミュニティが持つメタデータのニーズにも広く対応できるように、メタデータと融合しなければならないとされ、その方法のひとつとしてMARCとメタデータのクロスウォーク（Crosswalk）が取り上げられている。これらの論考における文脈でのクロスウォークは、MARCとメタデータ間において各々の項目が持つ意味（semantics）を継承しながら相互利用を可能とすることであり、項目間の意味照合（mapping）と記述変換（translation）の二つのプロセスによって実現される。

カース (Martin Kurth) らは、意味照合はメタデータ担当者の仕事で記述変換は情報技術担当者の仕事であるとして相互の違いを説明している<sup>(2)</sup>。さらにMETSのようにXMLの特徴を活用してMARCの持つ意味をそのまま包含するようなクロスウォークの形態も登場している。

今日においてMARCは単なる書誌記述のためのメタデータとしてだけでなく、書誌ユーティリティや数多くの図書館システム、Z39.50通信プロトコルなどを通じて書誌レコードの運用基盤、流通基盤として存在している。一方でメタデータは新しい技術として優れた特徴を有してはいるものの、図書館がMARCと同様に業務基盤として活用するには未成熟な部分も残している。この課題に対する対処としてMARCとメタデータ間のクロスウォークを実現することにより、MARCの運用基盤や流通基盤を活用しながらメタデータの有効性を享受するだけでなく、図書館以外のコミュニティとの間での相互利用も期待できるだろう。マッカラン (Sally H. McCallum) は、XMLメタデータの一つであるMODSを紹介する論考の中で次のように述べている。

「図書館コミュニティは存在するMARC21レコードと新しいXMLレコードの間の継続性と接続性を提供しなければならない。(中略)レコード構造の違い(ISO2709対XML)は重大ではない。既に制作されたレコードおよびレコード内容の意味の互換性が重要である。」<sup>(3)</sup>(筆者訳)

本稿では、エデンの紹介する論考を中心にMARCとメタデータのクロスウォークに関連する動向を取り上げ、MARCの生き残り戦略とも言うべき活動を確認する。なお本稿で取り上げるMARCは米国議会図書館(LC)が維持管理するMARC21<sup>(4)</sup>を指すことを、あらかじめご承知おきいただきたい。

## 2. なぜXMLなのか?

最初に、メタデータを記述する際に使用されるXMLの特徴をクロスウォークという観点で確認する。XMLとその関連仕様については宇陀らが紹介している<sup>(5)</sup>が、筆者は以下の2つの機能が重要と考えている。

(1) 記述の変換機能

(2) 記述構文(スキーマ)の継承機能

XMLはXSLT(eXtensible Style sheet Language Translation)という記述変換機能を持っている。スタイルシートの仕組みはXMLの元となったSGMLでは組版変換などの印刷機器に対応した複雑なものであったが、XMLではHTMLなどの別のスキーマへの記述変換を目的として利用されている。XSLTスタイルシートは、それ自体がXMLで記述された記述変換プログラムのようなものであり、XSLTスタイルシートを使用することによりクロスウォークに必要な記述変換を

容易に実現することができる。カースらは基本的なXSLTスタイルシートの雛型があれば図書館の目録担当者が必要な機能の追加を行うことは容易であるとしている。

XMLでは、メタデータを記述する際に名前空間(Namespace)に対応したタグを用いることによって、特定のスキーマによる記述の中に、別のスキーマを使用した記述を含めることができる。これにより一つのスキーマによる記述の中に、必要に応じてパッケージ化された複数の異なるスキーマによるメタデータを記述することができるため、別のスキーマを継承する新たなスキーマの設計が容易となる。後述するMETSでは、この機能を利用して記述メタデータや管理メタデータとして別のメタデータを包含するように設計されており、カンディフ(Morgan V. Cundiff)はMETSの紹介記事の中でMARCに準拠するXMLメタデータとしてMODSを取り上げ、METSの記述メタデータとして包含する例を示している<sup>(6)</sup>。

MARCが様々なXMLベースのメタデータとのクロスウォークを実現するために、これらの機能が実現できるXMLに対応することは妥当な選択といえるだろう。

## 3. MARCXMLとMODS

MARCXML<sup>(7)</sup>とMODS<sup>(8)</sup>は米国議会図書館ネットワーク開発・MARC標準局(Library of Congress Network Development and MARC Standard Office)が開発したXMLスキーマである。

MARCXMLは、MARCとXMLとの相互交換の標準として開発され、MARCのレコード構造であるISO2709をXMLに置き換えることによりXMLで記述された完全なMARCレコードを表現することができる。キース(Corey Keith)は、MARCXMLはISO2709とXMLの境界に位置し、MARCXMLによってXML化されたMARCレコードはXSLTを活用することによって様々なXMLメタデータとの相互変換を可能にするMARCXMLバス(bus)として機能するとしている。また具体的なXMLスタイルシートの事例やソフトウェアツールを挙げ、XML化されたMARCレコードの操作の実際を紹介し、これらのツールがLCによってインターネット上のウェブサービスとして公開される可能性に言及している<sup>(9)</sup>。

MODSは、MARCXMLによってISO2709の境界を越えたMARCレコードを、図書館のプラクティスを継承しながら、さらに容易なメタデータとするために開発されたXMLスキーマである。MARCXMLではISO2709との完全な互換性を維持するためにMARCのタグやインディケータ、サブフィールドという内容識別指示子(content designators)をそのまま残して

いた。このためにXMLスキーマであるもののMARCの分かりにくさを解消するには至っていない。一方MODSではレコード形式としてのMARCとの互換性に決別してMARCで表現される意味の継承に配慮した「言葉に基づくタグ」を採用し、一般的なXMLスキーマとの類似性を考慮し設計されている。MODSの場合、MARCの目録規則であるAACR2を継承するだけでなくAACR2によらない記述も容認し、さらに柔軟な記述が可能ないように配慮されている。ガンター(Rebecca S. Guenther)によれば、MODSは特定の目録規則の使用を前提とするものではなく、必要であればAACR2に基づくMARCレコードも選択できるMARC21のサブセットであるとしている。またMODSと記述メタデータとして一般的なDC(Dublin Core)とを比較し、MODSがDCよりも詳細な記述を可能にするとしている<sup>(10)</sup>。鹿島はこのDCとMODSとの比較に関してガンターの論考を紹介し、MODSの基本的な視点が図書館目録の原点にあることに言及している<sup>(11)</sup>。さらにガンターはMODSのガイドラインや応用事例について述べた論考で、DCのようなシンプルなメタデータとのクロスワークのためにMODSの項目(element)を簡素化したMODS Liteの可能性について言及している。またLCが中心となって展開するウェブアーカイブプロジェクトであるMINERVAプロジェクトでのMODSによる記述メタデータ構築の事例を取り上げ、MODSで記述されたレコードをMARCへ変換しLCのオンライン・カタログへ搭載できるように準備していることを紹介している<sup>(12)</sup>。

筆者はおそらくMARCXMLで直接書誌レコードが記述されることはないと考えている。MARCXMLはキースの論考にあるようにMARCに対してXMLの有効性をもたらすものであり、既に作成されたMARCレコードのXML版と位置付けることができよう。これに対してMODSはMARCの持つ意味を継承した新しいXMLスキーマであり、ガンターはMODSを直接記述作業に使用できるように設計されていると述べている。MODSの重要なポイントはMARCの持つ意味を継承すること、すなわち従来のMARCによる書誌レコードとXMLメタデータを融合させることのできるXMLメタデータスキーマであることといえるだろう。

MARCXMLとMODSにより図書館の伝統的なプラクティスとその表現であるMARCは、1960年代後半に開発されたISO2709の殻を破り、最新かつ多くのコミュニティが支持するXMLへの歩み寄りを開始したといえる。ガンターはXML構文への移行により、MARCは引き続き何百万という書誌レコードに対し複雑かつ多様な検索を可能にする基準として利用価値

を維持し続けるとしている。

#### 4. METSにおけるXML化されたMARCの継承

電子図書館連合(Digital Library Federation: DLF)は、OAIS参照モデル(OAIS Reference Model; CA1489参照)<sup>(13)</sup>に準拠した電子資源保存(Digital Preservation)のためのXMLメタデータスキーマであるMETS<sup>(14)</sup>を開発した。

METSはOAIS参照モデルに定義される情報パッケージ(Information Package)の中のデジタルコンテンツの実体であるデジタルデータ(bit stream)を除くメタデータ部分の表現形式を意識して開発されている。METSは、記述メタデータ(Descriptive Metadata)、管理メタデータ(Administrative Metadata)、ファイルセクション(File Section)、構造マップ(Structural Map)、動作記述(Behavior)の各メタデータ部分で構成され、この中の記述メタデータ部分にXMLの名前空間機能によって別のメタデータを包含する構造を持っている。カンディフは、METSにおける記述メタデータの管理方法の一つはMETSで記述されたメタデータに既存の書誌レコードを埋め込むことだとし、METSにおける<xmlData>というタグは異なった名前空間のタグを接続する受け口(socket)のように機能するとしている。またMODSをMETSの拡張スキーマ(extension schema)として例示し、同様にMARCXMLやDCもMETSの記述メタデータの拡張スキーマとして利用できるとしている。METSを利用することにより、電子資源の保存の側面においてMARCで記述した書誌レコードをMODSに変換し再利用することも可能となる。また書誌レコードを包含したデジタルコンテンツの交換という側面でも活用が期待される。

#### 5. メタデータ管理の視点

MARCとメタデータのクロスワークにより、メタデータを維持管理する側面でのMARCの活用も検討されている。

カリーニ(Peter Carini)らは、マウント・ホールヨーク大学のアーカイブ(Mount Holyoke College Archives)での事例を紹介して、MARCからアーカイブコミュニティで一般的なメタデータスキーマであるEAD(Encoded Archival Description)への変換を報告している。この事例における変換プロセスでは、MARCレコードをMARCXMLレコードに変換しXSLTスタイルシートを使用してEADへ変換する方法を採用している。カリーニはEADからMARCへの変換よりもMARCからEADへの変換の方が、典拠の参照や件名付与といった作業がMARC上の通常目録作業と共通化できる点で有利であり、より問題となることが少ないとしている<sup>(15)</sup>。

スミスらは、アイゼンハワー・ナショナル・クリアリングハウス (Eisenhower National Clearing-house) における教育カリキュラム資源のための USMARC の拡張を例に、MARCXML と XSLT を使用した OAI-PMH (Open Archival Initiative Protocol for Metadata Harvesting; CA1513 参照) や IEEE LOM (Learning Object Metadata) で使用されるメタデータへの対応を紹介している。MARC のタグを教育カリキュラム向けに独自に拡張し容易な変換手法を使用することによって、目録システムを通じた資源管理のためのワークフローの最適化やデータ登録の合理化が実現できるとしている<sup>(16)</sup>。

コーネル大学図書館では過去に実施したメタデータを利用するデジタル化プロジェクトにおいて、図書館システム内の MARC レコードを電子テキストのメタデータとして使われる TEI (Text Encoding Initiative) ヘッダーや DC へ変換し、デジタル化プロジェクトの公開システムへ提供する方法が選択された。コースらはこれらのプロジェクトを通じて二つのシステム上でのメタデータ管理の重複が問題となり、メタデータ管理について確立された処理の流れをもつ MARC ベースの図書館システムに集中させたことを紹介している。この経験によってコースらは、デジタル化プロジェクトの記述メタデータとして MARC の役割を見直す必要があることを提案し、この見直しを通して、図書館における MARC やその他のメタデータを対象としたメタデータ管理計画に検討内容を拡大する必要があることを指摘している。

ここにあげた事例は、いずれもクロスウォークにより MARC から各種メタデータへの変換によるメタデータ管理を模索したものである。メタデータの維持管理にあたり、MARC 上での目録規則に沿った記述作業や典拠および主題などの付与作業がメタデータに適切なアクセスポイントを与え、メタデータの運用基盤を補完することが示されている。

## 6. おわりに

メタデータにおける XML の優位性は、その機能だけでなく多くのコミュニティに支持されている点においても明らかである。一方で MARC が表現してきた図書館の伝統的なプラクティスや書誌レコードの運用基盤が電子資源の時代においても引き続き重要となる。図書館コミュニティが図書館の伝統的なプラクティスを XML で表現されるメタデータの世界へ移行させ、新しいメタデータ運用の基盤を作り出すことも可能かもしれない。しかし、これにはスキルの再構築や書誌ユーティリティを含めたレコード流通の再構築を含めて多くの課題があり現実的ではないように思える。テナント (Roy Tennant) は、21 世紀の書誌的メタデー

タ基盤を展望する論考で以下のように述べている。

「データ移行が容易だという以外に特別の理由がないなら、他の多くのメタデータ標準を扱うにあたって同等の能力を持つ、MARC (MARC コードよりもむしろ XML でコード化されるだろう) を処理できる基盤を創造しなければならない。言い換えれば、MARC をより広い、豊かな、多様な組み合わせのツールや標準、そしてプロトコルと同化させなければならないのである。」<sup>(17)</sup> (筆者訳)

テナントは、この論考で新しい基盤で必要とされる要件や提案、課題などを挙げている。例えば MARC の拡張によるレコード形式の多様性に対応する際の問題や困難で慎重な対応が要求されるシステム移行、スタッフの再教育などの指摘については大変興味深い。一方で彼自身が述べているように新しい基盤の構築は長く困難な作業になることは間違いない。テナントが提案するような新しい基盤を展望しながら、現時点ではクロスウォークによる既存の MARC とメタデータの融合を目指すことが図書館コミュニティにとって現実的な選択肢かもしれない。

(慶應義塾大学メディアセンター本部: 佐藤康之<sup>さとうやすゆき</sup>)

- (1) Eden, Bradford Lee. Metadata and librarianship: will MARC survive? *Library Hi Tech.* 22(1), 2004, 6-7.
- (2) Kurth, Martin. et al. Repurposing MARC metadata: using digital project experience to develop a metadata management design. *Library Hi Tech.* 22(2), 2004, 153-165.
- (3) McCallum, Sally H. An introduction to the Metadata Object Description Schema (MODS). *Library Hi Tech.* 22(1), 2004, 82-88.
- (4) Library of Congress. MARC STANDARDS. (online), available from <<http://www.loc.gov/marc/>>, (accessed 2005-01-18).
- (5) 宇陀則彦ほか. "目録とメタデータに対する XML の適用". 図書館目録とメタデータ. 東京, 勉誠出版, 2004, 103-123.
- (6) Cundiff, Morgan V. An introduction to the Metadata Encoding and Transmission Standard (METS). *Library Hi Tech.* 22(1), 2004, 52-64.
- (7) Library of Congress. MARC 21 XML Schema. (online), available from <<http://www.loc.gov/standards/marcxml/>>, (accessed 2005-01-18).
- (8) Library of Congress. Metadata Object Description Schema (MODS). (online), available from <<http://www.loc.gov/standards/mods/>>, (accessed 2005-01-18).
- (9) Keith, Corey. Using XSLT to manipulate MARC metadata. *Library Hi Tech.* 22(2), 2004, 122-130.
- (10) Guenther, Rebecca S. MODS: The Metadata Object Description Schema. *Portal: Libraries and the Academy.* 3(1), 2003, 137-150.
- (11) 鹿島みづき. MODS: 図書館とメタデータに求める新たな選択肢. *情報の科学と技術.* 53(6), 2003, 307-318.
- (12) Guenther, Rebecca. S. Using the Metadata Object Description Schema (MODS) for resource description: guidelines and applications. *Library Hi Tech.* 22(1), 2004, 89-98.
- (13) 本稿では OAI S 参照モデルについて言及しないが、次に上げる論考に解説されている。  
栗山正光. OAI S 参照モデルと保存メタデータ. *情報の科学と技術.* 54(9), 2004, 461-466.  
杉本重雄ほか. デジタルコンテンツのアーカイブとメタデータ. *人工知能学会誌.* 18(3), 2003, 217-223.  
国立国会図書館. 電子情報の長期的保存とアクセス手段の確保のための調査報告書. 2004, 153p. (オンライン), 入手先 <[http://www.n dl.go.jp/jp/aboutus/report\\_2004.pdf](http://www.n dl.go.jp/jp/aboutus/report_2004.pdf)>, (参照 2005-02-04).

- (14) Library of Congress. Metadata Encoding and Transmission Standard (METS). (Online), available from <http://www.loc.gov/standards/mets/>, (accessed 2005-01-18).
- (15) Carini, Peter et al. The MARC standard and encoded archival description. Library Hi Tech. 22(1), 2004, 18-27.
- (16) Smith, Janet Kahkonen et al. MARC to ENC MARC: bringing the collection forward. Library Hi Tech. 22(1), 2004, 28-39.
- (17) Tennant, Roy. A bibliographic metadata infrastructure for the twenty-first century. Library Hi Tech. 22(2), 2004, 175-181.

CA1553

動向レビュー

図書館コンソーシアムのライフサイクル

はじめに

今日の大学図書館は、急速に電子情報資源中心の環境へと移行しつつある。例えば、米国研究図書館協会 (Association of Research Libraries: ARL) による調査<sup>(1)</sup>によれば、1994/95年度から2001/02年度にかけて、典型的な大学図書館における資料購入費の総額は61%しか増加していないにもかかわらず、電子情報資源への支出は、400%近く増加し、ほぼ140万ドル(約1億5千万円)に達している。特に電子ジャーナルに対する支出の伸びは顕著であり、1994/95年度以来、712%増加している。

一方、継続的な価格高騰の結果、大学図書館は学術雑誌の大幅な購読中止を余儀なくされてきた。大学における研究活動を支援するために必要とされる学術雑誌をいかにして確保するかが図書館にとって喫緊の課題となっている。

こうした状況を背景として、過去10年来、電子ジャーナルを中心とする電子情報資源の共同購入をめざした図書館コンソーシアムが世界各地で形成されてきた(CA1438参照)。わが国においても、2000年9月に国

立大学図書館協議会(現在の国立大学図書館協会)のもとに、出版社との一元的な交渉窓口としての電子ジャーナル・タスクフォースが設置され、本格的なコンソーシアム活動が開始された。私立大学図書館も2003年に私立大学図書館コンソーシアム(Private University Libraries Consortium: PULC)を結成し、海外の主要な出版社との契約交渉をスタートさせた。また、大学図書館のコンソーシアムと平行して、日本医学図書館協会と日本薬学図書館協議会も、それぞれの加盟館を対象とした電子ジャーナル・コンソーシアムを形成し、一定の成果を挙げている。

ところで、図書館コンソーシアムに関する過去の研究は、コンソーシアムのメリットを強調し、最適な実践例(ベストプラクティス)を提唱する実務的な研究と、コンソーシアムの発展史に焦点を合わせた歴史的な研究に大別することができる。

しかしながら、コンソーシアム研究には未踏の領域が残されている。2003年に発表されたシャカフ(Pnina Shachaf)の論考<sup>(2)</sup>は、コンソーシアムのライフサイクル論という未開拓の課題のひとつに取り組んだ興味深い研究のひとつである。

本稿では、まずシャカフが提唱するライフサイクル・モデルについてその概略を紹介する。次いで、日本の図書館コンソーシアム、とりわけ国立大学図書館協会(Japan Association of National University Libraries: JANUL)のコンソーシアム<sup>(3)</sup>を取り上げ、シャカフのモデルを適用しつつその発展段階を概観したい。

1. ライフサイクル・モデル

1.1 比較分析

シャカフがライフサイクル・モデルを策定する際に用いた方法論は、いくつかの指標に基づく比較分析である。指標としては、ポッター(William Gray Potter)の6つの基準(参加館数、コア・プログラム、

表1 対象コンソーシアム

国名	名称	設立年	参加館	事例研究の発表年
英国	JISC DNER/NESLI (Joint Information System Committee, Distributed National Electronic Resources / National Electronic Site Licensing Initiative)	1996	175大学図書館	1999
スペイン	REBIUN (Committee of the Conference of Spanish University Principals)	1996	47大学図書館	2000
イスラエル	MALMAD (Israel Center for Digital Information Systems)	1997	8大学図書館	1999
オーストラリア	CAUL CEIRC (Council of Australian University Librarians Electronic Information Resources Committee)	1998	39大学図書館	1999
中国	CALIS (China Academic Library and Information System)	1998	70大学図書館	2000
イタリア	INFER (Italian National Forum on Electronic Information Resources)	1999	15大学図書館	2000
ミクロネシア	FSM (Federated State of Micronesia Library Service Plan 1999-2000)	1999	全図書館	2000
ブラジル	ANSF (Academic Network of Sao Paulo)	2000	6大学図書館	2000

(出典) Shachaf (2003)

形成理由、財源、大規模大学図書館の参加の有無、管理運営組織<sup>4)</sup>を使用している。

## 1.2 サンプルリング

図書館コンソーシアムのタイプ、目標、組織、会員制度、財源はさまざまであるが、シャカフは、ライフサイクル・モデルを構築するに際して、電子ジャーナルやデータベースといった電子情報資源の共同購入とライセンスを目標とした、全国規模のコンソーシアムをサンプルとして選択した。比較分析の対象となった8つのコンソーシアムの名称、設立年、参加館の規模を表1に示す。

これらの全国規模のコンソーシアムの参加館数、年齢（活動期間）、運営管理の仕組みには明らかな差がある。しかしながら、8つコンソーシアムは全て、全国規模の共同購入方式を活用し、単館当たりの経費を削減し、電子情報へのアクセスを向上させるという共通の目標を持っている。

## 1.3 発展段階の理論化

8つの全国規模のコンソーシアムに関する比較分析を通じて、系統的な発展段階が浮かび上がってきた。各コンソーシアムを取り巻く環境は異なるものの、コンソーシアムの発展は予測可能なライフサイクル・モデルに従っていることが明らかになった。各サンプルの事例研究が発表された時点（1999～2000年）での、発展段階の一覧を表2に示す。

表2 コンソーシアムのライフサイクル

発展段階	該当コンソーシアム
1. 萌芽期	イタリア、ミクロネシア、スペイン
2. 初期発展期	ブラジル
3. 発展期	中国、イスラエル、英国
4. 成熟期	オーストラリア
5. a. 解消 b. メタコンソーシアム	ファーマントン・プラン、CISTI (カナダ) ICOLC, eIFL

(出典) Shachaf (2003)

### (1) 萌芽期

萌芽期は本格的なコンソーシアム活動に先んじる準備段階であり、イタリア、ミクロネシア、およびスペインのコンソーシアムがこの段階に位置している。萌芽期の活動は、ボランティアによる非公式なネットワーク活動および図書館間相互貸借によって特徴づけられる。こうした活動を基礎として、主導的な大学図書館や他の利害関係者からなる委員会が設立され、全国的な協調活動のための公式な機構を作り出そうという作業が始まる。この段階を次のステージに推し進め、正式なコンソーシアムの設立を可能にするには、政府による予算措置が必要とされる。また、この段階では、コンソーシアムの内部に強力な指導力が求められる。

### (2) 初期発展期

初期発展期は、萌芽期から発展期、さらには自立した成熟期への移行の段階である。ブラジルのコンソーシアムがこの段階の典型的な事例を提供してくれる。また、中国やイスラエルの事例も参考にすることができる。この段階において、コンソーシアムには設置綱領に掲げた目標を達成し、発展期に結実する利益を証明することが求められる。初期発展期に位置するコンソーシアムが提供するサービスには、書誌ネットワーク（総合目録）や図書館間相互貸借のみならず、電子的情報資源の共同購入が含まれる。この段階には、差別化と統合化に向けた努力が認められる。すなわち、コンソーシアムは自らのアイデンティティを確立すると共に、外部との連携を積極的に模索することとなる。

### (3) 発展期

第3の段階において、コンソーシアムは外部資金を確保することによって存続を確かなものにし、内部の参加館の参加意識を高めることに努力を払う。この段階に達しているコンソーシアムとしては、中国、イスラエル、および英国の事例を挙げるができる。発展期には、参加館の間で共有される電子情報資源の数は増加し、さらに新たなサービスが追加される。この段階は、最大5年間持続し、コンソーシアムの有効性と効率性の追求に努力が集中する。

### (4) 成熟期

このステージに達していると認められるのは、オーストラリアのコンソーシアムのみである。しかしながら、ポッターが比較分析の対象として取り上げた米国の5つの州のコンソーシアム（バージニア州、ジョージア州、テキサス州、ルイジアナ州、オハイオ州）も成熟期に移行しているとみなしうる。これらのコンソーシアムは、「電子情報資源に焦点を合わせた、新しいコンソーシアム」であり、全国規模の共同購入コンソーシアムに類似している。この段階のコンソーシアム活動には、総合目録、図書館間相互貸借、共同購入を通じた電子情報資源へのアクセス、インターネット接続支援、および基盤となるハードウェアの提供などが含まれる。参加館は拡大し、サービス対象には大学図書館以外の図書館も含まれる。成熟期には、参加料とサービス料がコンソーシアムの運営資金の主要な部分を占め、コンソーシアムは財政的に自立した組織となることが想定される。コンソーシアムは、独立した組織として運営され、電子情報資源のライセンス契約のための重要な交渉機関として認められるようになる。この段階のコンソーシアムは業務の合理化に努め、統計的測定に基づく品質評価を迫られる。コンソーシアムは安定し、明確なアイデンティティを維持しつつ、他のコンソーシアムとの協同によるサービスを模索する。



### (5) 解消またはメタコンソーシアム

成熟期に達したコンソーシアムは、長期間に渡って活動を続ける可能性があるが、さらに2つの方向に進化を続けることが考えられる。

1つの方向はコンソーシアムの解消、あるいは活動の停止である。この段階は必ずしも成熟期の後に続くものではなく、コンソーシアムの生存能力が低下した場合には、成熟期に達する前にこの段階に至る可能性がある。しかしながら、この段階に達したコンソーシアムは、8つのサンプルには存在しない。全国規模あるいは州単位のコンソーシアムの崩壊の例としては、米国のファーマントン・プランとカナダのCISTIを挙げることができる。

もうひとつはメタコンソーシアムへと至る道である。メタコンソーシアムはコンソーシアムのコンソーシアムであり、共通の目標を達成するために、いくつかのコンソーシアムの協調に基づいて創設される。メタコンソーシアムの典型例は、国際図書館コンソーシアム連合(International Coalition of Library Consortia: ICOLC)とelFL(Electronic Information for Libraries)である。ICOLCは1997年に最初の会合を開き、その後、世界中の約150のコンソーシアムによる非公式な、自立的な団体活動を続け、コンソーシアム間のコミュニケーションと議論を促進する役割を果たしている。メタコンソーシアムは、全国規模のコンソーシアムのライフサイクルとしてこれまでに同定された発展段階の後に続くステージとなる可能性がある。また、メタコンソーシアム自体が、4つの発展段階をたどって成長していく可能性もある。いずれにしても、メタコンソーシアムについては、更なる研究が必要とされる。

## 2. JANULコンソーシアムの発展段階

### 2.1 萌芽期(1998年~2000年)

1990年代後半から、国立大学附属図書館では、電子ジャーナルの共同購入を目標としたさまざまな実験的な試みが行われた。例えば、東京工業大学と長岡技術科学大学は、1998年からイントラネット型の電子ジャーナルであるElsevier Electronic Subscriptions(EES)の共同利用を開始した。1999年には、長岡技術科学大学が高等専門学校10校と共に、アカデミック・プレスのIDEALコンソーシアムをスタートした。また、九州地区国立大学図書館協議会による、全国の国立大学を対象としたIDEALの無料トライアルも実施されている。さらに、国立大学図書館協議会図書館電子化システム特別委員会の下に、関東・東京地区の6大学を中心としたワーキンググループが設置された。当ワーキンググループは、「電子ジャーナル契約のモデルケースの検討」を課題のひとつとし、2000年3月には、IDEALオープン・コンソーシアム(JIOC/NU)がス

タートした。

この時期は、後の本格的なコンソーシアム形成に備えた萌芽期ととらえることができよう。特に、図書館電子化システム特別委員会のもとに関東・東京地区ワーキンググループの取組みは、後の電子ジャーナル・タスクフォースの設立に至る重要な活動である。なお、JIOC/NU自体は、2001年度には17機関、2002年度には49機関にまで拡大したが、アカデミック・プレス社の親会社であるハーコート・ジェネラル社がリード・エルゼビア社とトムソン社によって買収され、IDEALがScienceDirectに統合されたことに伴い、2002年12月に解消した。

### 2.2 初期発展期(2000年~2002年)

萌芽期の準備段階を経て、2000年9月の電子ジャーナル・タスクフォースの設立をもって、コンソーシアム活動は初期発展期に移行することとなる。タスクフォースの設立には、いくつかの大学図書館の館長および部課長を中心とした強力なリーダーシップが不可欠であった。また、東京大学附属図書館が事務局の機能を果たすことにより、コンソーシアムの組織が確立された。この期間を通じて、タスクフォースは、国立大学を代表する交渉窓口としての使命を果たすべく、積極的な活動を展開し、その結果、2002年4月にはエルゼビア他4社との間にコンソーシアム契約が成立した。

### 2.3 発展期(2002年~2003年)

2002年以降、交渉の対象となる出版社の数は、一気に拡大し20数社に達した。一方、文部科学省はこれまでのタスクフォースの取組み、および世界的な電子ジャーナルの普及状況を踏まえ、2002年度から「電子ジャーナル導入経費」の予算措置を開始した。この予算措置を契機として、コンソーシアムは発展期へと移行し、2003年にはコンソーシアム契約の対象出版社は13社に拡大し、国立大学では平均3,800タイトルの電子ジャーナルの利用が可能となった。

また、タスクフォースの活動は、出版社交渉に留まらず、電子ジャーナルの利用動向調査、利用促進、永続的なアクセスの保証といった広範な事業に拡大していった。具体的には、大学における電子ジャーナルの利用の現状と将来に関する調査、電子ジャーナルユーザー教育担当者研修会、さらに、国立情報学研究所との協働による永続的なアクセスの保証に向けた取組み(NII-REO)などを挙げることができる。

こうした活動範囲の拡張に伴い、タスクフォースの組織も大幅に強化され、出版社協議担当のほか、地区連絡担当、電子ジャーナル利用教育担当を置き、さらには電子ジャーナルの利用統計の標準化に関する国際的な動向に対応するために、利用統計データ検討グループを設置した。

## 2.4 成熟期への移行 (2004年～)

シャカフによれば、成熟期に到達したコンソーシアムは財政的に自立した組織となっていることが想定されている。タスクフォースの運営は、親組織であるJANULからわずかな補助金を獲得しているものの、基本的には設立以来いくつかの大学図書館のスタッフのボランティア的活動によって支えられている。現段階のJANULコンソーシアムは、2004年4月の国立大学の法人化による環境の変化を踏まえ、自立的な組織への脱皮を図るとともに、他の国内のコンソーシアムとの連携によるメタコンソーシアム（例えば、日本国公立大学コンソーシアム連合<sup>(5)</sup>）の形成の可能性について模索を開始した段階として位置づけることができよう。

おわりに

本稿では、シャカフによるコンソーシアムのライフサイクル理論の概要について紹介し、そのモデルを援用しつつ国立大学図書館協会のコンソーシアムの発展段階についてレビューした。

シャカフの研究は、従来の単なる事例研究あるいは歴史研究に留まらず、生態学的なアプローチを援用しつつ、ライフサイクル・モデルに基づいてコンソーシアムの発展段階に関する理論的枠組みを提供するというユニークなものである。もちろん、今から見ると、サンプルとしたコンソーシアムの事例が古い、あるいは、比較分析から理論を導く際の実証過程に難があるといった限界を指摘することができる。シャカフ自身も述べているように、これはあくまで予備的なモデルとみなすべきであろう。

しかしながら、日本のコンソーシアムも含めた最新のデータを含む定量的調査を追加し、さらには定性的なアプローチによって補強することによって、図書館コンソーシアムの発展段階を理解し、今後のコンソーシアムの展開を予測する上で有効なモデルに発展していくのではないかと期待される。

お じ る こ う い ち  
(千葉大学附属図書館：尾城孝一)

(1) Case, Mary M. A Snapshot in Time: ARL Libraries and Electronic Journal Resources. ARL Bimonthly Report. (235), 2004. (online), available from <http://www.arl.org/newsltr/235/snapshot.html>, (accessed 2005-01-06).

(2) Shachaf, Pnina. Nationwide Library Consortia Life Cycle. *Libri*. 53(2), 2003, 94-102.

(3) 国立大学図書館協議会. 電子ジャーナル・タスクフォース活動報告. 東京, 国立大学図書館協議会, 2004, 62p. (オンライン), 入手先 <http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/projects/ej/katsudo\_report.pdf>, (参照2005-01-06).

(4) Potter, W. G. Recent Trends in Statewide Academic Library Consortia. *Library Trends*. 45(3), 1997, 416-434.

(5) 近内丈巳. 日本国公立大学コンソーシアム連合(JCOLC - Japan Coalition of Library Consortia -)の発展に向けて. *大学図書館研究*. (70), 2004, 63-69.

## CA1554

### 動向レビュー

「情報哲学(the Philosophy of Information)」の誕生：  
図書館情報学理論研究における新たな動向

#### 1. はじめに くり返す学的危機

図書館情報学(LIS)に関わる新たな理論探究は、LISの危機と併せて議論される傾向が強い。図書館界においても情報技術の影響が極めて大きいために、情報技術自体への関心とその随伴現象の様々な問題の現出に追従するだけに時間を費やさざるをえないのは世界共通であろう。ゆえにLISの危機は現実の彼方に吹き飛び、情報技術に追従することに邁進せざるをえない時期が一面では続いている。その極論が電子図書館的機能の充実による無人図書館論であり、これは専門職不要論としてLISの制度的危機への予感を孕んでいる。その動向の不安定感が多少とも安定した方向を模索しはじめ、LISの確立をまっとうしそうな研究が現れている。本稿で「理論」とはLIS総体もしくは一般を定義しうる言説を指す。LISの各論の理論、たとえば計量書誌学のそれなどは対象にしない。連関して日本の現状を見ておくのは学理上有益なので、管見の及んだ範囲内で主要な成果を参照しておく<sup>(1)</sup>。

#### 2. 最近のLIS理論研究動向

理論研究動向一般を評論したモノグラフとしては、ロチェスター(Maxine K. Rochester)とヴァッカリ(Pertti Vakkari)が国際図書館連盟(IFLA)の図書館理論調査分科会の委託でとりまとめた「国際的な図書館情報学研究：国別動向比較」がある。対象国がスウェーデン、オーストリア、中国、スペイン、トルコ、英国に限られているが、対象論文を計量的に分析しており、ここ20～30年の趨勢を見るには参考になる。また昨年のIFLA大会でも図書館理論調査分科会が活発な研究報告をしている<sup>(2)</sup>。

この調査報告と前後して2002年にはシアトルで米国とフィンランドのLISの教員を中心に理論研究の国際会議が開催され、報告書も刊行されている<sup>(3)</sup>。

また同時期に雑誌*Social Epistemology*誌で情報学が特集された。本誌は社会認識論(SE；社会的認識論とも訳される)の専門誌であるが、特集編集主幹のドン・ファリス(Don Fallis)が指摘しているように、*Social Epistemology*誌は図書館学研究者ジェシー・シェラ(Jesse H. Shera)の用語をそのまま引用して創刊された。この特集においても、シェラのSEの再検討と再評価を試みる論考が複数ある。

LIS専門誌で理論をとりあげたものには*Library Trends*誌の「図書館情報学の最新理論(Current

Theory in Library and Information Science)」がある。しかしながら各論の動向であり、本稿の対象でない。

これらの論考をみると、LISに関わる近年の理論研究は、情報メディアを中心としたマクルーハン(Herbert Marshall McLuhan)の流れを汲む理論(社会情報学)、米国を中心としたSEの再検討・再評価の動き、認識論一般の再検討の3つの流れに集約されるように思われる。そこで本稿では、3番目の領域で独創的な「情報哲学(philosophy of information: PI)」の概要を紹介したい。

### 3. フロリディの「情報哲学(PI)」: 情報学のブレイク・スルー

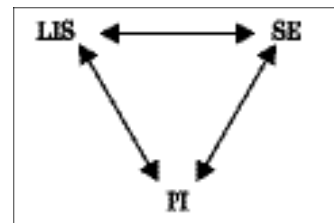
PIを提唱したイタリア人哲学者ルティアーノ・フロリディ(Luciano Floridi)の「応用情報哲学として図書館情報学を定義することについて」は上述の*Social Epistemology*誌に掲載され、LIS研究者から反響を呼び、*Library Trends*誌に「情報哲学」が特集されるにあたり、フロリディは「応用情報哲学としての図書館情報学あとがき」を著して、LISとPIとの問題構制(problematics)を描き出した<sup>(4)</sup>。

PIの革新的な成果は、情報をアリストテレス形而上学の第一哲学(philosophia prima)に相当するとした上で、LISを応用PIと位置付けたことである。

情報学と称する領域は、定義がまちまちなために情報概念すら共有できていないのが現状である。特にメディア論としての社会情報学からコンピュータ・サイエンスを経てバイオインフォマティクスを含む、情報に関わる森羅万象を知悉するものなどない。この困難さを克服するためにフロリディは<デジタル>に着目して、情報を定義するために、デジタルによる認識論革命をカントのコペルニクス的転回に倣って<計算的転回(computational turn)>と名づけた。演算は、数学的にみれば、デジタル計算機での演算誤差の発生率が10万分の1と云われる高精度にある。この数学的精密さを駆使して今われわれが使っているPCは作動している。その具体的な応用ソフトであるワープロ、通信、画像等を通して人間の哲学的命題である<存在(あること)>をどのように精確に記述するのか、すなわちどのように精確に認識するのか、という知識論の至上命題に回答を与える認識論的枠組みとその存在論が情報哲学なのである。フロリディも指摘しているように、情報哲学において問題を検討する基本は<知>であるが、現象としてのデジタル化された情報を認識対象の基本単位として扱うか、または見做すことにより、さらに確実な議論が可能になる。いわばデジタルというものの明証性の強さが、従来の哲学が依存した思弁をさらに論理的に強化し得る可能性がある。

彼はLISの再検討をめぐる議論を次のように始める。「LISはSEとPIの両方に厳密に関与しているが、SEがLISに満足しうる基盤を提供しえない」ことを最初に示し、三者の関係を家族に例えて(下図参照)、「LISとSEは兄弟の関係にあり、PIという共通の両親を共有していると了解されるべきである」と自らの立論を説明した上で、「LISは既存の哲学的基盤の受容を必要としないばかりか、哲学的基盤を形作るなかでPIにおける重要な役割を演じうる」と指摘した。さらに哲学と科学の関係性にも言及して「LISと哲学は主に百科全書的展望を共有しているが、これは科学一般にも当てはまる。哲学は科学ということと同様学問領域の大きな多様性を現す包括的なことばである」としてLISが哲学同様の位置づけを獲得する必然性を論証する。

図 基礎的な三角形(The foundational triangle)



(出典) Floridi(2002)

ところが、「LISはもちろんSEに近接しているし、両者の領域内で対象の社会的ダイナミクスに関心を寄せており、両者には広い視野と経験的な指向性がある。にもかかわらずこの方法は完全に失敗してきた」ので「SEはLISの基盤を提供できない」と断言する。その理由は「知識社会学とは異なり、LISは規範的なスタンスを持ち、それゆえ純粋に記述的な方法論以上のものを要求している。図書館は教育や伝達の必要性や価値を満たし、守り育む場所であり、そのコンテンツは公共のために評価され、選択されている。そこでは目録作業のような中立的で、評価からは無縁な活動がなされている。この規範的なスタンスがLISを社会知識の認識論に傾かせている」ためとされ、LISがSE的傾向を帯びざるをえないとの解釈を与えている。

これらの失敗を克服する認識論としてPIの有効性を指摘するために、学問的領域とその構成を説明した上で「PIは計算よりも情報を重視している」とそのもの明証性としての特徴をあげる。応用PIとしてのLISは、ドキュメントに関わる領域を中心に、「ドキュメントやそのライフサイクル、そしてドキュメントを作成、管理、統制するための手続き、技法および周辺機器に関する領域である」と再定義される。

以上の概要から、「情報分析と設計の基盤的哲学と

して理解することで、PIはわれわれの知的環境の合目的構築を説明しかつ誘導し、かつまた現代社会の体系的な取り扱い方を提供しうる。PIは人間性に関して世界の意味付けを可能にし、世界を確実に構築し、存在の意味論付けに新しい舞台を準備する」というのがPIの全構想である。

LISとPIの関係においては、本章の冒頭で指摘しておいたように情報メディアの多様化による社会情報学のゆれをLISも被ってきたが、情報を可能な限り精確に定義することで、このゆれを安定させ、<学>としての危機を最小に抑えることが可能になる。また学としての自らの百科全書的知の位置づけも明確になり、LISの各論の精緻化や学際性を情報哲学(すなわちデジタルによる計算的転回)のもとに一貫して規定できるメリットもある<sup>(5)</sup>。

#### 4. 情報哲学から図書館情報学へ

PIの理念と領域は「広範囲な現象と実践の説明可能性を探求すべきであり、これを前向きに精密に推し進めたい。PIは原理主義である」とフロリディは宣言する。

PIの目的は「存在を情動的に分析しようとするアプローチであり、人間存在にかかわる最小の共通存在論に適応」することにある。すなわち計算的転回を適用して情報を精査する一方で、人間存在を含めて全存在の意味を情報を通して解釈しようという野心的な試みがPIなのである。

PIの認識論的に自立した強さについては、カントが自らの認識論的革命を「コペルニクス的転回」と呼び、近年ではリチャード・ローティ(Richard Rorty)が自らの認識論を「言語論的転回(linguistic turn)」と呼んだように「計算的転回」と名づけたところに、PI創案の自負のほどが伺える。LIS関係では同様に「認知的転回(cognitive turn)」<sup>(1)</sup>もある。いずれの認識論の革新性が今後の諸学に最も影響力があるかは明白であろう。諸学を百科全書的に位置づける視点に立つことが最低必要条件である。今後どのように補強、精緻化、検証されてゆくのか、実に楽しみな哲学革命が起きたといえよう。社会生物学者のエドワード・O・ウィルソン(Edward O. Wilson)が著書『知の挑戦(Consilience: the unity of knowledge)』で、分子生物学的視点で諸学の再構築可能性を予見しているが、これはもの的世界観からのパラダイム転換の指摘であり、第一哲学を再構成する要因にはなりえないので、PIの上位を占める可能性は少ない。よってPIが哲学以外の諸科学(学問)のマッピングにも大きな影響を及ぼすと想定できよう。

最後にPIがLISに及ぼす影響を見ておこう。学としては哲学と同等に存在する自らの百科全書的知の位置

づけが明確になり、LISの各論の精緻化や学際性を情報哲学(デジタルを認識単位においた情報概念による計算的転回)のもとに一貫して規定できるメリットもある。哲学は普遍学でもあり、諸学の知を学的体系と分類において明確なデジタル単位の情報を用いてマッピング(たとえば情報の視覚化などの手法で)することを可能にする。一方でLISは諸学が生産する知をドキュメントとして取り扱う相補的な関係性を明確にした。つまりLISは自らの存在理由を哲学的に規定することができ、従来甘受していた諸学の補助科学としての地位を脱却、自律できる学的根拠を獲得し得る契機が明示された。この延長上で専門性および専門職制度の必然性をも説明可能にする場と契機を得たことになる。LISが哲学から自立するのは無意味だが、学際的界面において不即不離の関係を確認することで、たびたび招来する蟻地獄的な学的危機を脱することが可能になる。

情報哲学は技術ではないので情報を具体的に加工したり、処理したりすることはない。<計算的転回>という認識論的転回を経て、この哲学がLISを含めて関連する情報学の分岐諸学をも傘下に展開することで、合理的な世界のもとにさまざまな問題構制が透過になる。あくまでも諸<学>のディシプリンの一つに過ぎないが、その果たす機能は知を基礎付ける際に、情報レベルから知の新しい物理的あり方を規定する。よって情報哲学の理解いかんで、展開する世界が異なると考えるべきであろう。

(中部大学附属三浦記念図書館: 松林正己<sup>まつばやしまさき</sup>)

(1) 影浦峯. 情報媒体構造論の構想と方法的考察. 第52回日本図書館情報学会研究大会発表要綱. 2004, 21-24. ; 西垣通. 基礎情報学. 東京, NTT出版, 2004, 235p. ; 野家啓一. 「情報内存在」としての人間: 哲学から見た情報概念”. パラダイムとしての社会情報学. 東京, 早稲田大学出版部, 2003. ; 斉藤孝. 「記録・情報・知識」の世界: オントロジ・アルゴリズムの研究. 八王子, 中央大学出版部, 2004, 322p. ; 米山優. 情報学の基礎: 諸科学を再統合する学としての哲学. 東京, 大村書店, 2002, 448p.

いずれの議論もLIS以前に情報学(論)を前提している。西垣は情報を意味作用に求め、米山は秩序ととらえている。メタサイエンスとしても基礎付けと位置付けの中心に哲学がおかれているのは、哲学の基本問題が知識論にあるからに他ならない。知識論の本質は、精確な認識をどのように獲得するのだからである。しかしLISは人間の情報探索行動をも対象化することによって、情報学の領域を必然的に獲得した。その背後にはハイデガーの類落概念があり、いわゆる認知学派的認知的転回(cognitive turn)を基礎づけた。同様の文脈で人間を<情報内存在>と定義したのは野家であるが、これは認知学派的に依拠するハイデガーの存在了解を敷衍したものだ。斉藤の議論は存在論的アルゴリズムであり、PIに類似するが、認識論的革新性はない。影浦の分析準拠枠がPIに最も近い。

(2) Rochester, Maxine K. et al. International Library and Information Science Research: A Comparison of National Trends. Amsterdam, International Federation of Library Associations and Institutions, 2004. 54p. (IFLA Professional Report; Nr.82)

(online), available from <<http://www.ifla.org/VII/s24/pub/iflapr-82-e.pdf>>, (accessed 2005-01-14).

- (3) Bruce, Harry et al., ed. *Emerging Frameworks and Methods: CoLIS4 : Proceedings of the fourth International Conference on Conceptions of Library and Information Science*. Seattle, USA, 2002-07, the Information School, University of Washington, Libraries unlimited, 2002, 336p.

本書に関して、ワシントン大学のスミスが紹介の論説を寄稿している。

Smith, Martha Kellogg. *Emerging Frameworks and Methods: Fourth International Conference on Conceptions of Library and Information Science (CoLIS4): 21 - 25 July 2002, Seattle, Washington*. D-Lib Magazine. 8(9), 2002. (online), available from <<http://www.dlib.org/dlib/september02/smith/09smith.html>>, (accessed 2005-01-14).

本稿に連関する論文は下記の2本であるが、伝統的な認識論の議論を超えてはいない。

Hjørland, Birger. *Principia Informatica: Foundational Theory of Information and Principles of Information Services*. ; Tuominen, Kimmo, Talja et al. *Discourse, Cognition, and Reality: Toward a Social Constructionist Metatheory for Library and Information Science*.

- (4) Floridi, Luciano. *On defining library and information science as applied philosophy of information*. *Social Epistemology*. 16(1), 2002, 37-49. 本号は情報学を特集している。

Floridi, Luciano. *Afterword LIS as Applied Philosophy of Information: A Reappraisal*. *Library Trends*, 52(3), 2004, 658-665. 本号は「情報哲学(The Philosophy of Information)」を特集している。

上述の2誌に図書館情報学理論に関する論説が掲載されている。紙幅の都合上目次は割愛した。

PIの著者フロリディのHPIは下記にあり、大半の論文を公開しているので、参照されたい。

Luciano Floridi, University of Oxford. (online), available from <<http://www.wolfson.ox.ac.uk/floridi/>>, (accessed 2005-01-14).

- (5) フロリディは、その後応用PIとしてのLISに寄せられた「社会的には十分ではない」という批判に対して、現実の図書館に関わる社会的な側面を3層に分けて検討することで応答とする。その3層は、下記のとおりである。

第1層 図書館を対象に扱う

第2層 図書館情報学総体にかかわる 学習から実践まで

第3層 少数の人のみが関心を持つ根本的なもの たとえば数学の哲学とか図書館情報学の場合にはPIを示唆する

## CA1555

### 研究文献レビュー

## レファレンスサービスの新しい潮流

### 1. レビューの対象

本稿は、レファレンスサービスに関する日本語の研究文献をレビューするものである。ただし、標題が示すように、近年の研究状況を明らかにすること、とりわけそれを、「新しい」動向に着目して整理することを意図している。

レビューの対象となる文献は、過去5年間、すなわち、文献の出版・発行年が、2000年から2004年までのものとする。ただし、このテーマに関しては、図書館員養成の教科書を意図して刊行されたものや事例集を除くと、図書としてまとめられた論考は極めて少ない<sup>(1)</sup>。それゆえ、レビューの中心となるのは、雑誌ならびに紀要に掲載された記事および報告書である。なお、理論的な考究ばかりではなく、個別の図書館における実践報告の形式を取っていても、単なる紹介に終わらず、著者による考察や提言が明確に示されているものについては、取り上げることとした。さらに、大学等の紀要において、形式的に学術文献となっているものについては、文献の存在を整理することに意義があると考え、質を問わず触れるよう努力した。

研究文献をレビューする際には、研究手法に着目することがよく行われる。例えば、動向研究、調査研究、事例研究、事象研究、理論研究といった具合に文献を識別し、それぞれの状況を説明するものである。しかし、本稿では「新しい潮流」に焦点を合わせることから、研究手法ではなく研究テーマや研究トピックを明確にすることを試みた。

この試みにおいては、レファレンスサービスとはどのような活動であるのか、また、どこまでの活動がレファレンスサービスとなるのかといった、概念ないし定義が問題となる。本稿では、『図書館情報学用語辞典』(第2版)の解説<sup>(2)</sup>に基づく理解を行い、関係文献を渉猟し、取捨選択した。ただし、利用者教育や情報リテラシー育成支援については、本誌においてすでに対象となっているので取り上げない<sup>(3)</sup>。また、ビジネス支援、医療支援といった表現で扱われるサービスは、特定主題のレファレンスサービスとしての性質を持つが、これについても除外した。さらに、他の諸サービスの説明の中で関係する記載を読み取れたとしても、その活動を執筆者がレファレンスサービス(読書案内を含む)と明確に意識していると解釈できる論考だけを残した。

## 2. サービス実態の考究

レファレンスサービスに関する調査が多数行われ、サービス実態の把握が進められている。公共図書館に関しては、全国公共図書館協議会による公立図書館対象の質問紙調査が行われた<sup>(4)</sup>。全国規模の詳細な調査は、過去十数年に遡っても実施された形跡はなく、基礎データの提示という点で特筆すべきである。また、図書館および図書館司書にかかわる全国規模の質問紙調査において、レファレンスサービスに関係する項目を多数確認することができる<sup>(5)</sup>。大学図書館に関しては、東洋大学におけるプロジェクトとして、全国の大学図書館を対象に調査が行われ、集計ならびに分析結果が公表されている<sup>(6)</sup>。

また、調査対象を限定して行われた調査も少なからずあり、このサービスに対する関心の高まりを表している。公共図書館に関しては、図書館サービスの先進地域として滋賀県と東京都多摩地域を位置づけた上で、それぞれの特性を解明しようとした杉江の調査がある<sup>(7)</sup>。また、東京に関しては、都立中央図書館の事例調査<sup>(8)</sup>や区立図書館を対象にした質問紙調査<sup>(9)</sup>がある。さらに、調査手法はやや粗いものの、任意抽出した全国の24館を対象にした調査も行われている<sup>(10)</sup>。大学図書館に関しては、東京大学附属図書館を対象にした実態調査<sup>(11)</sup>や、レファレンスサービスにおけるデータベース利用に焦点を合わせて実施された調査<sup>(12)</sup>がある。

## 3. レファレンスサービスのモデル

公共図書館におけるレファレンスサービスの位置づけや設計にかかわる検討も続けられている。2000年度および2002年度の全国公共図書館研究集会参考事務分科会研究集会では、基調講演ならびに研究協議の中で、サービスの構造の問題が話題となっている<sup>(13)</sup>。また、貸出サービスと対比した新たな議論が生まれていることは興味深い。根本は、これまでの貸出サービス論を批判した上で、レファレンスサービスを図書館サービスの核に据えることの意義を強調している<sup>(14)</sup>。糸賀は、レファレンスサービスは貸出サービスの延長上にあるとする従来からの認識に対して、問題点を提示している<sup>(15)</sup>。その一方で、貸出サービスを進展させればレファレンスサービスも伸びるという捉え方を前提とした主張も、相変わらず見受けられる<sup>(16)</sup>。

また、サービスの構造の点では、公共図書館が設置自治体の行政各部門に対して、問い合わせに基づいて情報提供を行うことの可能性が検討され<sup>(17)</sup>、今後の実践活動が期待される。また、読書案内は、公共図書館の貸出部門におけるレファレンスサービスと認識すべきであり、レファレンスサービスの性質に関する議論の一部として、見逃してはならない<sup>(18)</sup>。

レファレンスライブラリアンの養成や研修に関して

は、単なる報告にとどまらず、能力開発という視点からの考察が現れており、同時に、技能を効果的に育成するための方法が検討されている。とりわけ、公共図書館の専門研修に関しては、都立中央図書館での実践事例から、多様な問題意識を得ることができる<sup>(19)</sup>。また、地域の図書館員有志が、レファレンス質問を互いに出し合い、それを解決することを通して、情報源に関する知識を広げるとともに、検索方法に関する技術を高めていく「レファレンス探検隊」の活動は、図書館員の自己研修と捉えることができるが、名古屋と神奈川における実施の様相が報告されている<sup>(20)</sup>。図書館員養成教育との関係では、レファレンスサービスの能力が図書館員に必須であることを、カリキュラム改訂に基づいて明示した小田の考察があるほか、教育実践の様相を報告した論考がある<sup>(21)</sup>。

レファレンスサービスの技法に関係するものとしては、レファレンスプロセスの研究が進展している。浅野は、神奈川レファレンス探検隊の取り組みに基づいて、検索プロセスに対する考察を行なっている<sup>(22)</sup>、渡邊は、検索プロセスに関する調査を実施している<sup>(23)</sup>。また、これらの論考に関連して興味深いのは、利用者の情報検索行動や認知行動に関する考察である<sup>(24)</sup>。さらに、プロセスの諸段階の中では、レファレンスインタビューに対する関心が高く、とりわけ専門図書館からの報告が特徴的である<sup>(25)</sup>。

## 4. ネットワーク環境下でのレファレンスサービス

ネットワーク環境のもとで、デジタル技術を活用したレファレンスサービスに対する研究は、今回レビューの対象とした期間における最大の関心事である。しかも、DRS(Digital Reference Service)、VRD(Virtual Reference Desk)、e-reference serviceなど、このテーマを表す多様な語が使用され、時間の経過とともに、論考のテーマも変化している。すなわち、初期には概念や概要を考察することに主眼を置いていたものが<sup>(26)</sup>、やがて、問題設定を明確にした議論となり<sup>(27)</sup>、現状分析に至るようになっていく<sup>(28)</sup>。そして、こうした研究を基盤にして、さらなる細分化がなされる。

第一に、技術や方法に関する研究がある。福田は、デジタル技術をレファレンスサービスに適用した場合のサービスの変容に対する考察を行なっている<sup>(29)</sup>。阿部は、デジタル環境下でのレファレンスインタビューの技術的な面を考察している<sup>(30)</sup>。また、比較的早い時期から、電子メールを利用したレファレンスサービスの方法の問題が指摘されている<sup>(31)</sup>。

第二に、ネットワーク上で協同してレファレンスサービスを行う可能性の追究が行われている。日本においては、専門図書館協議会の「共同レファレンスサービス」に対する取り組みが先行しているが<sup>(32)</sup>、他の館種

における実験的な試みもある<sup>(33)</sup>。海外の事例については、国際文化会館におけるワークショップ報告が記録として公開されており、スウェーデン、韓国、米国の事例を確認することができる<sup>(34)</sup>。また、米国議会図書館が中心となり開発が行われた代表的な先進的事例のQuestionPointや、その他の類似のシステムの動向については、紹介記事から確認することができる<sup>(35)</sup>。

第三に、レファレンス質問およびその処理にかかわる事例のデータベース化が進み、さらに、そうした事例をネットワーク上で共有し、サービスの質や図書館員の能力向上に役立てようとする試みが、公共図書館や大学図書館で開始された<sup>(36)</sup>。また、国立国会図書館では、レファレンス協同データベース実験事業を2002年度に開始し、館種を問わず全国から参加館を募り、その有効性を検証している<sup>(37)</sup>。この実験事業は2004年度で終了し、2005年度からは同館の事業の一環として展開することが予定されているが、日本における極めて貴重な取り組みであり、その重要性は強調してし過ぎることはない。さらに、レファレンス事例に基づいてナレッジベースシステムや自動回答システムを構築するための研究が行われている<sup>(38)</sup>。

第四に、インターネット上の情報源を活用したレファレンスサービスの有効性や限界に対する考察が、活発となっている<sup>(39)</sup>。ただし、情報源の構造にまで踏み込んで議論しているものは少なく、その点で、福田の論考は貴重である<sup>(40)</sup>。なお、本稿では割愛したが、有用な情報源の紹介や基本的な使い方までを含めると、数十の文献を数えることができる。

第五に、レファレンスサービスの一環として、ネットワーク上への情報発信について扱った論考がある。ただし、東京都立中央図書館における「ニュースレファレンス」<sup>(41)</sup>、北海道北広島市におけるSDI（選択的情報提供）<sup>(42)</sup>、東京学芸大学附属図書館における「パスファインダー」<sup>(43)</sup>といったように、事例報告としての性格が強い。

## 5. レファレンスサービスの歴史・図書館事情

基礎的な研究として、歴史研究の進展も見られる。田村は、日本図書館文化史研究会の2003年度研究集会のシンポジウムにおいて基調講演を行い、連続と断絶という二面からこのサービスの日本における経緯を考察した<sup>(44)</sup>。また、戦前におけるレファレンスサービスについては、北原をはじめとする一連の論考<sup>(45)</sup>がすでに存在するが、金津は、先行研究で対象とされなかった新たな資料（史料）に基づき、このサービスの導入期の様相を分析している<sup>(46)</sup>。さらに、国立国会図書館の立法レファレンスサービスに関しては、春山の論考が、創始期の状況を扱っている<sup>(47)</sup>。医学図書館に関しては、戦前からの変遷の歴史を、奈良岡が簡潔に整理

している<sup>(48)</sup>。

最後に、図書館事情という観点から、これまで取り上げなかった文献を眺めると、公共図書館における協力レファレンスについての実践事例が目立つ<sup>(49)</sup>。ただし、このテーマは、今後はネットワーク環境下での議論として展開するものと予測される。このほか、本格的な研究ではなく、書きぶりも多様であるが、レファレンスサービスに関係する様々な課題を、各図書館固有の事情に沿って指摘したり、具体的に整理した文献が、公共図書館<sup>(50)</sup>、専門図書館<sup>(51)</sup>、国立国会図書館<sup>(52)</sup>、その他<sup>(53)</sup>と多数存在する。

## 6. 潮流の方向

以上、過去5年間の文献を展望し、レファレンスサービスの研究における動向を、テーマに焦点を合わせて整理した。最後に、こうした「新しい潮流」が、これから先にどのような展開を見せるか、あるいは、今後の研究においていかなる可能性を秘めているか、私見を記すこととしたい。

第一に、レファレンスサービスの実態に関しては、現在のところ、公立図書館と大学図書館に関しては基礎データの収集が進んだ。すなわち、レファレンスサービスの実際をさらに追究するための側面や着眼点が明確になり、多様な問題意識を生み出す土壌が形成できたことになる。したがって、レファレンスサービスについて、研究が深化することは大いに期待される。

第二に、レファレンスサービスのモデルとの関係では、図書館サービスの構造と図書館員の能力に関する議論や考察が増加する可能性が高い。現在、図書館業務の外部委託や経営形態の変容が急速に進みつつあり、関係者の間には、専門的能力を持つ図書館員の役割や存在意義に関する危機意識が強くなっている。この危機意識を背景に、専門的業務の充実に対する期待が高まり、レファレンスサービスの位置づけに対する検討、ならびに、サービスを実践する図書館員の能力に関する研究が進むものと予想される。

第三に、ネットワーク環境下でのレファレンスサービスに関しては、試行や模索の段階を終了し、実際的なシステムが構築され、事業化が進むものと考えられる。そうした状況をもとにして、技術開発にかかわる研究の深まりが予想される。また、現実的な仮説を提示した実証研究や提案型の理論研究が進むことが大いに望まれる。

ただし、上記のいずれの方向においても、図書館のレファレンスサービスを有効に実践することだけを目指すのでは、研究の基盤は強化できない。今後は、レファレンスサービスにかかわる知識や技術が、他の領域にも確実に応用できることを明らかにするための研究が必要であり、また、このサービスに特徴的な知見

や技能を、広く社会に普及させるためのしきみを作り上げる努力が、関係者に求められる。そのためには、図書館界での閉鎖的な意見交換にとどまるのではなく、異なる分野の研究者との交流ないし協同を活発にし、さらに新たな潮流を生み出すことが重要である。

(青山学院大学文学部：小田光宏<sup>おだみつひろ</sup>)

- (1) 近年の著作としては、公共図書館の実務を紹介・解説した次の図書があるにとどまる。『まちの図書館でしらべる』編集委員会編。まちの図書館でしらべる。東京、柏書房、2002、219p.; 斎藤文男ほか。実践型レファレンス・サービス入門。東京、日本図書館協会、2004、162p。これ以前のものとしては、概説書として、長澤雅男。レファレンスサービス：図書館における情報サービス。東京、丸善、1995、245p.; 長澤雅男。問題解決のためのレファレンス・サービス。東京、日本図書館協会、1991、259p。があるほか、次の論文集がある。三浦逸雄ほか編。現代レファレンス・サービスの諸相。東京、日外アソシエーツ、1993、312p.; 日本図書館学会研究委員会編。レファレンス・サービスの創造と展開。東京、日外アソシエーツ、1990、216p。
- (2) 「何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館員が仲介的な立場から、求められている情報あるいは資料を提供しないし提示することによって援助すること、およびそれにかかわる諸業務」。日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編。図書館情報学用語辞典。第2版。東京、丸善、2002、246。
- (3) 野末俊比古。利用者教育：「情報リテラシー」との関わりを中心に。カレントアウェアネス。(278)、2003、15-18。
- (4) 全国公共図書館協議会編。公立図書館におけるレファレンスサービスに関する実態調査報告書。2003年版。東京、全国公共図書館協議会、2004、52p。(オンライン)、入手先<<http://www.library.metro.tokyo.jp/pdf/rallchap.pdf>>、(参照2005-03-01)。
- (5) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター編。図書館及び図書館司書の実態に関する調査研究報告書：日本の図書館はどこまで「望ましい基準」に近づいたか。2004。126p。(オンライン)、入手先<<http://www.nier.go.jp/homepage/syakai/chosa/houkokusyomokuji.htm>>、(参照2005-02-03)。
- (6) 池谷のぞみほか。大学図書館におけるレファレンスサービスの実態：1999年調査。東洋大学社会学部研究所研究報告書。(26)、2001、102p。なお、これ以前には、次の調査が行われている。長澤雅男ほか。大学中央館における参考業務の実態。東京大学教育学部紀要。(18)、1978、101-117.; 戸田慎一ほか。大規模大学中央館における参考業務の実態：昭和62年度調査。東京大学教育学部紀要。(28)、1988、211-232.; 戸田慎一ほか。中規模大学図書館における参考業務の実態：1988年度調査。東京大学教育学部紀要。(29)、1989、121-145.; 戸田慎一ほか。単科大学図書館における参考業務の実態：1989年度調査。東京大学教育学部紀要。(30)、1990、329-350。
- (7) 杉江典子。公共図書館におけるレファレンスサービスの現状：滋賀県の事例。Library and Information Science。(43)、2000、1-32.; 杉江典子。東京都多摩地域の公共図書館におけるレファレンスサービスの特性。Library and Information Science。(46)、2001、37-49。
- (8) 池田祥子ほか。都立中央図書館・新世紀のレファレンスサービス：印刷資料と電子資料の共用を目指して。東京都立中央図書館研究紀要。(32)、2002、1-50、巻頭3p、1-9。
- (9) 東京都立中央図書館情報サービス課。区立図書館のレファレンス・サービスについて：「レファレンス・サービスに関するアンケート調査」報告。ひびや。(151)、2002、32-46。
- (10) 高浪郁子。図書館のレファレンス・サービスの実態はどうなっているか？。みんなの図書館。(321)、2004、10-22。
- (11) 呉凱。大規模大学図書館の中央館、部局図書館・室におけるレファレンス・サービスの現状と課題：東京大学附属図書館の実態調査を通して。大学図書館研究。(58)、2000、58-73。
- (12) 小山憲司。大学図書館におけるレファレンス・サービスとデータベース：その現状と図書館員の役割。情報の科学と技術。52(3)、2002、155-161。
- (13) 2000年度の研究会に関しては、葉袋秀樹。レファレンスサービス活性化の課題：レファレンスサービス業務の設計について。全国公共図書館研究会報告書。2001、47-55.; 研究協議。全国公共図書館研究会報告書。2001、72-80。がある。一方、2002年度の研究会に関しては、清水宏員ほか。研究協議。全国公共図書館研究会報告書。2002年度。2003、68-72。がある。
- (14) 根本彰。貸出サービス論批判：1970年代以降の公立図書館をどう評価するか。図書館界。56(3)、2004、161-168。また、この文献に記された主張は、次の2点の著書で詳細に展開されている。根本彰。情報基盤としての図書館。東京、勁草書房、2002、255p.; 根本彰。続・情報基盤としての図書館。東京、勁草書房、2004、199p。なお、後者には、第4章に「地域行政レファレンス・サービスの可能性」がある。
- (15) 糸賀雅児。「地域の情報拠点」への脱却が意味するもの。図書館界。56(3)、2004、188-193。
- (16) 斎藤文男。85%という哀しみと喜び：公立図書館におけるレファレンス・サービスの今とこれから。現代の図書館。41(3)、2003、123-129.; 斎藤ほか、前掲(1)。
- (17) 根本彰。「公立図書館における行政レファレンスサービスの可能性：日野市立図書館市政図書室での調査に基づいて」。公共図書館サービスの展開と情報基盤形成。東京大学大学院教育学研究科図書館情報学研究室、2001、81-107。(オンライン)、入手先<<http://plng.p.u-tokyo.ac.jp/text/PLNG/repot2000/hokokusho.pdf>>、(参照2005-02-03)。  
なお、この調査の概要については、根本彰。続・情報基盤としての図書館。前掲(14)。に再録されている。
- (18) 伊東達也。公共図書館における提示型読書案内。図書館学。(81)、2002、12-20.; 葉袋秀樹。読書案内サービスの三つの方法：必要な職員配置の比較。図書館界。55(4)、2003、208-216。
- (19) 吉田昭子。レファレンスサービス担当職員研修の実践：都立中央図書館サービス部情報サービス課課内研修の試みをめぐって。東京都立中央図書館研究紀要。(32)、2002、1-10.; 佐藤真一ほか。都立図書館におけるレファレンス研修と支援事業。現代の図書館。41(3)、2003、136-142。  
なお、専門図書館に関しては、簡略ながら、次の報告が事例として参考になる。清水麻紀。病院図書室でのレファレンス研修事例。ほすびたるらいぶらりあん。27(4)、2002、324-327.; 京藤松子ほか。現状に対応できるインフォ・プロを目指して：アメリカンセンター・レファレンス資料室の職員研修。専門図書館。(201)、2003、47-53。
- (20) 藤本昌一。なごやレファレンス探検隊の場合：一事務局員のつづき。みんなの図書館。(321)、2004、23-28.; 浅野高史。館種を超えたレファレンスの研鑽報告：神奈川レファレンス探検隊の実践から。ほすびたるらいぶらりあん。27(4)、2002、328-333。
- (21) 小田光宏。レファレンスサービスの現代的課題：図書館員に必要な能力としての認識。医学図書館。47(2)、2000、131-138。また、養成教育の様相に係る文献には、次のものがある。早野喜久江。大学司書課程におけるレファレンスサービス演習：学生の意識調査に関する分析。相模女子大学紀要。(67A)、2003、83-95.; 斎藤文男。三多摩レファレンス探検隊方式を用いた『レファレンスサービス演習』授業：明治大学司書課程の授業を例として。図書館評論。(43)、2002、58-68。
- (22) 浅野高史。調査の流れと組み立て方：神奈川レファレンス探検隊からのレポート。現代の図書館。41(3)、2003、130-135。
- (23) 渡邊智山。情報探索過程を踏まえた検索システムの開発へ向けて：レファレンス・ブックを利用した探索過程の調査。情報の科学と技術。52(2)、2002、107-115。
- (24) 松田千春。情報探索におけるブラウジング行動：図書館と書店におけ



- る行動観察を基にして。Library and Information Science. (49). 2003. 1-31.; 長坂功。レファレンスワークに求められる質問者の認知行動の分析。館灯. (39), 2000, 8-17.
- (25) 細矢敬子。インタビュー時の注意点。医学図書館. 47(2), 2000, 155-158.; 内藤みよ子。レファレンス・インタビュー。看護と情報. (9), 2002, 75-80.; 矢崎美香。レファレンス・インタビュー。事例から見る考察。図書館学. (77), 2000, 6-11.
- (26) 大塚敏夫。エレクトロニック・レファレンス。現代の図書館. 38(1), 2000, 44-53.; 西尾純子。電子媒体を通じたレファレンス・サービスについて：アメリカ合衆国の例を参考に。同志社大学図書館学年報. (26), 2000, 49-59.
- (27) 斎藤泰則。デジタルレファレンスサービスの特性と展開。カレントアウェアネス. (275), 2003, 10-13.; 伊藤民雄。インターネットで文献探索 + デジタル・レファレンスの現状。館灯. (42), 2003, 1-12.; 野口幸生。デジタル・レファレンス・サービス：動向と問題点。情報管理. 45(10), 2003, 696-706.
- (28) 堀込静香。デジタルレファレンスサービスDRSの現状と考察：レファレンスサービスの新展開とレファレンス事例の公開。鶴見大学紀要。第4部(人文・社会・自然科学篇). (41), 2004, 27-53. は、同氏の遺稿であるが、執筆時における現状を調査しようとしたものである。個別の図書館の状況に基づき考察としては、次のものがある。井上貴之。岐阜県図書館のインターネット利用サービス。全国公共図書館研究会報告書。2000年度。2001, 61-65.; 池田祥子ほか。前掲(8)。また、学校図書館における問題点を指摘したものと、中村百合子ほか。インターネット時代の学校図書館員の情報検索。情報の科学と技術. 52(12), 2002, 624-633. を挙げることができる。
- (29) 福田求。デジタルレファレンスサービスにおけるコミュニケーション技術に関する考察。情報科学研究. (20), 2002, 29-40.; 福田求。デジタル技術によるレファレンスサービスのオープン化。獨協経済. (77), 2004, 43-50.
- (30) 阿部悦子。レファレンスインタビューにおけるコミュニケーション技術。四国大学紀要：A(人文・社会科学編). (20), 2003, 9-24.
- (31) 東京都立中央図書館情報サービス課。Eメールレファレンスの試行開始：試行状況の報告と今後の展開。ひびや. (150), 2001, 24-26.; 関口裕子。群馬県立図書館のホームページ：予約システムとメールレファレンス。みんなの図書館. (299), 2002, 15-22.; 松浦伸吾。メールによるレファレンスサービス。中部図書館学会誌. (41), 2000, 31-34.; 土本潤。"インターネット時代のレファレンス"。インターネット時代の公共図書館。東京、高度映像情報センター, 2001, 52-57.
- また、簡略ながら、実態調査も行われている。高橋昇。"E-reference Directory of Japan：日本の図書館におけるe-reference調査(中間報告)"。デジタル時代のレファレンス：日本研究情報を中心として。東京、国際交流基金, 2003, 69-70.; 高浪郁子。メールレファレンス・サービスの真実。みんなの図書館. (321), 2004, 38-43.
- (32) 山本達夫。専門図書館協議会新事業「共同レファレンスサービス計画」の概要。専門図書館. (197), 2002, 1-5.; 専門図書館協議会共同レファレンスサービス運営グループ。「共同レファレンスサービス」計画のシステムの概要説明。専門図書館. (199), 2003, 32-35.; 専門図書館協議会共同レファレンスサービス運営グループ。共同レファレンスサービス計画中間報告。専門図書館. (207), 2004, 84-86.
- (33) 加藤直美。「コンソーシアムとして電子データのネットワーク利用を前提に、レファレンス・コンソーシアムの有効性に関する実証実験」について：レファレンス・ネットワーク構築の可能性を模索する。館灯. (40), 2001, 12-16.; 池田剛透。「大学図書館員のためのML」におけるレファレンス協力。デジタル時代のレファレンス：日本研究情報を中心として。東京、国際交流基金, 2003, 85-94.
- (34) 白井静子。スウェーデンにおけるアジア関係司書のネットワーク。デジタル時代のレファレンス：日本研究情報を中心として。東京、国際交流基金, 2003, 71-76.; 鄭朱利。韓国における図書館メーリング・リストによる協力活動：東義大学図書館メーリング・リストを中心に。デジタル時代のレファレンス：日本研究情報を中心として。東京、国際交流基金, 2003, 77-84.; ドマイヤー、シャロン。AskEASL: Ask an East Asian Studies Librarian: 東アジア学における共同レファレンスの試み。デジタル時代のレファレンス：日本研究情報を中心として。東京、国際交流基金, 2003, 95-101.
- (35) クレシユ、ダイアンほか。(高木和子訳) QuestionPoint: 米国会図書館とOCLCの共同：最新情報。情報管理. 47(8), 2004, 535-540.; クレシユ、ダイアン N. (高木和子訳) 人間的触れ合いとハイテク：レファレンスサービスの将来モデルとしてのQuestionPoint。情報管理. 45(8), 2002, 553-564.; 田村俊作。デジタルレファレンスサービスの動向。カレントアウェアネス. (267), 2001, 9-12.; 杉江典子。米国におけるデジタルレファレンスサービスの動向。カレントアウェアネス. (281), 2004, 12-15.; 中尾康郎。デジタルレファレンスの動向とその可能性：米国における調査をもとに。大学図書館研究. (65), 2002, 11-22.
- (36) 山岸裕朋。レファレンス事例と郷土資料データベースの作成について：市川市中央図書館の実践。全国公共図書館研究会報告書。2002年度。2003, 57-60.; 柏木隆。レファレンスデータベースをつくる。みんなの図書館. (286), 2001, 47-57.; 松下彰良ほか。「レファレンス事例データベースプロトタイプ版」構築の試み：レファレンス業務共通支援システムのサブシステムとしての事例DB。大学図書館研究. (58), 2000, 38-50.
- (37) 実験事業の概要は、次の文献から知ることができる。今野篤。レファレンス協同データベース実験事業について。専門図書館. (199), 2003, 9-20.; 関西館事業部電子図書館課。レファレンス協同データベース・システムの現状と展望。国立国会図書館月報. (518), 2004, 16-21.; 山崎博樹。「レファレンスデータの作成と協同データベース構築の可能性」。変革期の公共図書館。東京、高度映像情報センター, 2003, 56-58.
- (38) 岩澤まり子ほか。図書館におけるレファレンス経験の知識化。情報知識学会誌. 12(2), 2002, 37-48.; 黒橋禎夫ほか。京都大学附属図書館における自動レファレンス・サービス・システム。情報管理. 44(3), 2001, 184-189.
- (39) 浅野高史。「インターネットの普及が現場にもたらす変化：2003年前後の公共図書館員レファレンス事情」。変革期の公共図書館。東京、高度映像情報センター, 2003, 59-61.; 山重社一。インターネットを資料案内とレファレンス・サービスに役立てる。現代の図書館. 41(3), 2003, 154-162.; 市古みどり。レファレンスサービスとインターネット。医学図書館. 47(2), 2000, 149-154.; 立石忠徳ほか。電子メディアのレファレンスへの活用。みんなの図書館. (283), 2000, 50-52.
- (40) 福田求。デジタルレファレンスサービスの回答業務における情報源の操作：変換・パッケージング・蓄積。情報科学研究. (21), 2003, 73-83.
- (41) 東京都立中央図書館情報サービス部情報サービス課。「アクティブな情報サービスをめざして：「ニュースレファレンス」と「クローズアップ東京情報」」。構造改革下の公共図書館。東京、高度映像情報センター, 2004, 42-49.
- (42) 新谷良文。SDI(選択的情報提供)：北広島市図書館におけるモニター事業の報告。現代の図書館. 41(2), 2003, 75-81.
- (43) 村田輝ほか。教育情報案内バスファインダーによるレファレンスサービスのWebへの展開：東京学芸大学附属図書館における教育情報ポータルサイト「E-TOPIA」。大学図書館研究. (67), 2003, 37-49.
- (44) 田村俊作。レファレンスサービスの連続性と断絶。図書館文化史研究. (21), 2004, 1-25.
- (45) 北原園彦。明治・大正期におけるレファレンス・ワークの発展。Library and Information Science. (8), 1970, 17-49.; 稲村徹元。戦前期における参考事務のあゆみと帝国図書館。参考書誌研究. (3), 1971, 1-22.; 阪田蓉子。わが国の大学図書館におけるレファレンス・サービスの発展。三浦逸雄ほか編。前掲(1), 105-127.
- (46) 金津有紀子。戦前におけるレファレンス・ワークの導入。Library and Information Science. (44), 2000, 1-26. なお、主に大正期を対象としたものに、渡邊雄一。レファレンス・サービスの発展とその将来についての一考察。仏教大学大学院紀要. (28), 2000, 133-147. があるが、十分な史料に基づく知見を示したものはなっていない。
- (47) 春山明哲。チャールズ・マッカーシーによる「立法レファレンス・サービス」の創造とその歴史的展開：議会と図書館の関係についての史論。北大法学論集. 55(3), 2004, 1177-1201.

- (48) 奈良岡功. 医学図書館におけるレファレンス・サービスの変遷. 医学図書館. 47(2), 2000, 139-148.
- (49) 藤村せつ子. 町立図書館からみる協力レファレンス. 全国公共図書館研究集会報告書. 2000年度. 2001, 55-60.; 杉谷倫子. 福岡県立図書館における協力レファレンスの現状と課題. 全国公共図書館研究集会報告書. 2000年度. 2001, 68-71.; 図書館協力部国内協力課. 新たなレファレンス協力に向けて--都道府県立及び政令指定都市立参考業務担当者との懇談会をふりかえって. 国立国会図書館月報. (479), 2001, 10-14.
- (50) 岩村菊代. 延岡市立図書館における利用者サービスの現状と課題. 全国公共図書館研究集会報告書. 2000年度. 2001, 66-67.; 林千智. 可能性の玉手箱: 小さな村の図書館の取り組み. 全国公共図書館研究集会報告書. 2002年度. 2003, 53-56.; 山重壮一. 小規模分館での資料案内デスク設置の試み. みんなの図書館. (321), 2004, 29-37.; 蛭田廣一. “組織改正でレファレンス対応を明確化: 活用を目的としたデータ蓄積により成果”. 変革期の公共図書館. 東京, 高度映像情報センター, 2003, 62-65.; 桑原芳哉. 横浜市立図書館「庁内情報拠点化事業」における事業の経過と資料提供・レファレンスの現状について. 現代の図書館. 39(4), 2001, 198-204.; 荻原俊文. 埼玉県立川越図書館のレファレンスサービス: 概要と専門情報機関照会の事例. ほすびたるらいぶらりあん. 27(4), 2002, 339-344.
- (51) 宮崎篤子. ミヤザキアツコの自由民権な毎日. みんなの図書館. (321), 2004, 44-50.; 掛谷美江. ふくやま美術館におけるレファレンス・サービスの実際. ふくやま美術館研究紀要. (1), 2001, 27-43.; 有田由美子. 患者図書室でのレファレンス: 県立がんセンター新潟病院「からだのとしよかん」の場合. ほすびたるらいぶらりあん. 27(4), 2002, 345-348.
- (52) 大場利康ほか. 国立国会図書館におけるレファレンス・サービスの現状. 現代の図書館. 41(3), 2003, 143-153.
- (53) 宮沢厚雄. 公共図書館における情報サービスの課題: レファレンス=サービスとの関係を踏まえて. 桜花学園大学人文学部研究紀要. (5), 2002, 171-180.; 山田美幸. 学校図書館におけるレファレンスサービス. 九州大谷情報文化. (29), 2001, 35-26.

視覚障害その他の理由でこの本を活字のままでは読むことのできない人の利用に供するために、この本をもとに録音図書（音声訳）、拡大写本又は電子図書（パソコンなどを利用して読む図書）の作成を希望される方は、国立国会図書館まで御連絡ください。

連絡先 国立国会図書館総務部総務課

住 所 〒100-8924

東京都千代田区永田町1-10-1

電話番号 03-3506-3306